

---

◎開会の宣告

○議長(福島尚人君) おはようございます。

欠席議員の報告をいたします。9番、阿部君から一身上の都合により本日の定例会を欠席する届け出が提出されておりますので、報告いたします。

ただいまの出席議員数は、15名です。定足数に達していますので、平成30年第7回新ひだか町議会定例会を開会いたします。

(午前 9時30分)

---

◎開議の宣告

○議長(福島尚人君) これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長(福島尚人君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規程により、3番、志田君、4番、渡辺君を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長(福島尚人君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月14日までの4日間にいたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月14日までの4日間に決定いたしました。

---

◎行政報告

○議長(福島尚人君) 日程第3、行政報告の申し出がありますので、これを許します。

町長。

【町長 大野克之君登壇】

○町長(大野克之君) おはようございます。それではお手元に配付しております行政報告につきましてご報告を申し上げたいというふうに思います。

はじめに、平成30年度新ひだか町表彰についてでございます。長きにわたりまして本町の振興発展にご尽力をいただきました6名の方々に対しまして、記載のとおり町表彰各賞を贈呈いたしましたところでございます。

1枚おめくりいただいて2ページでございますが、これは、台風及び地震によります被害状況についてでございます。平成30年9月4日から5日の台風21号によります被害状況は記載のとおりでございます。11月6日の臨時会で中間報告をしておりましたが、最終被害額が確定いたしましたので、ご報告させていただきます。

次のページ、3ページでございますが、平成30年9月6日の北海道胆振東部地震によります被害状況について記載してございます。こちらは、表の右上に記載の期日による状況でございます。引き続き被害状況について調査を継続し、最終被害額が確定した際には再度ご報告させていただきます。

次に5ページにまいりまして、同じく平成30年9月30日から10月1日の台風24号による被害状況についてでございます。こちら11月6日の臨時会で中間報告をしておりましたが、最終被害額が確定いたしましたので、ご報告させていただきます。

続きまして、1枚おめくりいただいて6ページでございますが、高規格幹線道路日高自動車道の整備促進に関する要望活動についてでございます。これにつきましては、平成30年11月27日に管内各町の町長とともに記載のとおり要望活動を行ったところでございます。

次に、4番目の枝肉共励会におけます出品牛の入賞についてでございますが、平成30年11月28日に東京都中央卸売市場食肉市場で開催されました第14回三石牛枝肉共励会におきまして出品されました36頭中、本町和牛センターから出品した1頭が優秀賞に入賞いたしましたところがございます。

次に、5の工事に係る入札の執行についてでございます。6ページに記載のとおり3件の工事に係る入札を行いました。詳細につきましては、8ページの資料のとおりでございます。

次のページ、7ページにまいりまして、委託業務に係ります入札等の執行状況についてでございます。7ページに記載のとおり7件の委託業務に係る入札等を行いました。なお、詳細につきましては、9ページから11ページの資料のとおりでございます。

以上で行政報告とさせていただきます。

○議長(福嶋尚人君) 次に、教育委員会の行政報告を行います。

教育長。

[教育長 高野卓也君登壇]

○教育長(高野卓也君) おはようございます。教育行政報告を申し上げます。

11月3日の町の表彰式とあわせまして、教育委員会表彰を挙行いたしました。

長年にわたり本町の教育、文化、スポーツの振興発展等にご尽力をいただきました7名2団体の方々に記載のとおり各賞を贈呈いたしました。受賞された皆様方の益々のご活躍をご祈念申し上げます。

以上を申し上げまして、教育行政報告といたします。

○議長(福嶋尚人君) 行政報告の質疑については、議案審議後といたします。

---

◎委員会審査報告の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第4、委員会審査報告を議題といたします。

さきに付託の議案第7号 平成29年度新ひだか町水道事業会計決算認定について及び議案第8号 平成29年度新ひだか町病院事業会計決算認定についての2件を一括して、委員長の報告を求めます。

企業会計決算審査特別委員長、北道君。

[企業会計決算審査特別委員長 北道健一君登壇]

○企業会計決算審査特別委員会委員長(北道健一君) おはようございます。企業会計決算審査特

別委員会に付託されました議案につきまして審査の結果をご報告いたします。お手元の報告書を参考にご覧をいただきたいと思います。

本委員会は、平成 30 年 10 月 16 日に病院事業会計及び平成 30 年 10 月 17 日に水道事業会計につきまして決算審査を行い、各事業の決算書に基づき担当課職員の説明を聴取し、監査委員審査意見書を参考に慎重且つ詳細に審査を行ったところであります。

その結果、議案第 7 号 平成 29 年度新ひだか町水道事業会計決算認定について及び議案第 8 号 平成 29 年度新ひだか町病院事業会計決算認定については認定すべきものと決定しました。なお、審査の過程において、各委員から意見、要望及び提言がありましたので申し上げます。

平成 30 年 12 月 11 日

新ひだか町議会議長 福 嶋 尚 人 様

企業会計決算審査特別委員会  
委員長 北 道 健 一

### 委 員 会 審 査 報 告 書

平成 30 年 9 月 13 日、第 5 回新ひだか町議会定例会において、本委員会に付託の事件は審査の結果、下記のとおり決定したから、会議規則第 77 条の規定により報告します。

- |   |      |  |
|---|------|--|
| 1 | 付託事件 | 議案第 7 号 平成 29 年度新ひだか町水道事業会計決算認定について<br>議案第 8 号 平成 29 年度新ひだか町病院事業会計決算認定について |
| 2 | 審査結果 | 認 定  |
| 3 | 審査意見 | 別紙のとおり   |

### 審 査 意 見

#### 【新ひだか町水道事業会計】

本年度決算は、単年度純利益が 5,673 万 355 円で前年度と比べ 1,711 万 8,313 円（43.2 パーセント）増加する一方で、利益剰余金は 17.7 パーセント減少し、1 億 5,428 万 8,527 円となったが、昨年度に続き黒字決算となった。

今後の水道事業は、人口減少社会の到来や節水機器の普及などの社会情勢の変化等により、給水収益が減少していくことが予測されるとともに、老朽化する施設や管路の更新等に多額の資金が必要となることが見込まれる。

これらを踏まえ、事業経営に当たっては、これまで以上に効率的な事業推進により費用の削減を図り、健全性の維持向上に努める必要がある。

さらに、有収率については、引き続き漏水防止対策を推進し一層の改善を図るとともに、昨今の見通し難い大規模災害の発生状況に鑑み、施設や管路の老朽化への対応や耐震化の推進に計画的・優先的に取り組まれるよう望み、次のとおり審査意見を添える。

#### 記

1. 水道料金の収入率は、現年度 96.74 パーセント、過年度 54.99 パーセントであり、収入未済額は 2,131 万 6,056 円で前年度より 117 万 9,051 円（5.9 パーセント）増加となっている。水道

事業会計の安定経営を図る上からも、水道料金の納入環境の充実を図るとともに、収入率の向上と滞納繰越額の縮減に努められたい。

2. 水道事業における有収水量が昨年より減少している。本管等の漏水により無効水量の増加が懸念されることから、計画的な老朽管更新事業の継続や徹底した漏水調査により早期修繕に取り組むとともに、水道事業施設の適切な維持管理により、有収率の向上に努められたい。

3. 給水人口の減少等に伴う水需要の低下の改善目指し、給水地域の拡大のため、宅地造成などの水道未普及地域の配管新設事業の検討により水道事業の推進に努められたい。

#### 【新ひだか町病院事業会計】

本年度決算は、当年度純損失が1億7,164万487円で、前年度と比べ8,336万6,735円(94.4パーセント)と大きく増加し、2年連続で赤字決算となった。その結果、当年度未処理欠損金も24.7パーセント増加し、8億6,642万1,672円となり、非常に厳しい経営状況にある。

赤字決算の要因としては、医業費用及び医業外費用の計が1.7パーセント増の18億3,713万4,918円となっているのに対し、医業収益・医業外収益の計は、16億6,615万2,875円で3.09パーセント減少しており、町財政が深刻な状況を迎えていることに伴う他会計補助金が1億752万4,992円(26.02パーセント)の減少となっていることが挙げられる。

今後においても、「新ひだか町公立病院改革プラン」に基づき、医療の質と患者サービスの向上に努め、入院及び外来患者数の増加による診療収益の更なる増収はもちろんのこと、引き続きあらゆる部門における経費の削減・抑制を図り、より一層の経営改善に努めることを求め、次のとおり審査意見を添える。

#### 記

1. 一つの町に二つの公立病院の維持は、非常に難しい状況となっている。このため、危機的な病院の経営状況を町民の理解を深めるための取り組みを進めるとともに、二つの公立病院の運営体制や今後のあり方について、抜本的な見直しを早急に進められたい。

2. 病院経営の重要課題である医師や看護師等職員の人材確保に努めるとともに、診療体制の充実に努められたい。特に現状の静内病院における内科医1名体制では、医師の負担が重く、診療体制も十分とは言えない状況にあるため、内科医の確保は喫緊の課題であり精力的に取組みされたい。

3. 質の高い医療と的確な診療を行うために必要な医療機器等の整備については、耐用年数や使用頻度等を考慮しながら、計画的な整備と適切な維持管理に努められたい。

4. 翌年度に収入される保険者からの診療報酬等を除く、個人負担金の未収金については、入院、外来で、435件1,115万3,315円の滞納繰越金になっており、年々増加傾向にあることから、更なる納入を催告するなど、未収金の積極的な回収に努められたい。

以上報告とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長(福嶋尚人君) これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と言う人あり】

○議長(福嶋尚人君) 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

本件2件に対し、討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

これから採決を行います。さきに議案第7号 平成29年度新ひだか町水道事業会計決算認定に

ついてを採決いたします。

お諮りいたします。本案の決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。本案は、委員長の報告のとおり、認定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第8号 平成29年度新ひだか町病院事業会計決算認定については、認定することに決定いたしました。

---

◎委員会審査報告の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第5、委員会審査報告を議題といたします。

さきに付託の議案第5号 平成29年度新ひだか町各会計歳入歳出決算認定について委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長、田畑君。

【決算審査特別委員長 田畑隆章君登壇】

○決算審査特別委員長(田畑隆章君) おはようございます。決算特別委員会に付託されました議案につきまして審査の結果を報告します。

本委員会は平成30年11月13日から11月20日の間に各会計の決算書に基づき担当課職員の説明を聴取し、監査委員審査意見書も参考に慎重且つ詳細に審査を行ったところであります。

その結果、議案第5号 平成29年度新ひだか町各会計決算認定については認定するものと決定いたしました。なお、審査の過程において、各委員から意見、要望及び提言がありましたので申し上げます。報告書のほうをご覧ください。

平成30年12月11日

新ひだか町議会議長 福嶋尚人様

決算審査特別委員会

委員長 田畑隆章

#### 委員会審査報告書

平成30年11月6日、第6回新ひだか町議会臨時会において、本委員会に付託の事件は審査の結果、下記のとおり決定したから、会議規則77条の規定により報告します。

#### 記

- 1 付託事件 議案第5号 平成29年度新ひだか町各会計歳入歳出決算認定について
- 2 審査結果 認定
- 3 審査意見 別紙のとおり

#### 審査意見

##### 【新ひだか町各会計歳入歳出決算】

平成29年度新ひだか町一般会計の決算総額は、歳入決算額162億2,956万7千円(前年度比9.0パーセント減)、歳出決算額160億9,166万9千円(前年度比9.0パーセント減)となっております。

ります。

決算収支は、歳入歳出差引額が、1億3,789万8千円の黒字ですが、翌年度へ繰り越すべき財源2,460万円を差し引いた実質収支は1億1,329万8千円と前年度比434万円の増加、経常収支比率は97.4パーセントと前年比1.5ポイント改善しています。

また、実質単年度収支は7,527万9千円の赤字（前年度2億9,782万9千円の赤字）になっており、更なる収支の改善が求められます。

決算における歳出総額は前年度対比15億9,941万2千円の減少でしたが、義務的経費（人件費、扶助費、公債費）は66億9,974万2千円と前年比1.2パーセント減少したものの決算における構成比は41.6パーセント（前年38.3パーセント）となり、なかでも扶助費は22億5,342万5千円と前年比1.8パーセントの増加となっています。地方債残高は、217億4,981万8千円と前年比3億7,957万2千円減少したものの、基金残高も22億6,667万4千円と前年比3億411万6千円の減少となっています。

また、平成29年度決算では、例年特別会計等の収支不足額を一般会計から繰り出し、収支均衡を図っていたものが、国民健康保険特別会計では1,152万3千円、簡易水道事業特別会計では、986万1千円、下水道事業特別会計では4,392万4千円、介護サービス事業特別会計では3,372万7千円の収支不足になっている。

この収支不足は平成30年度会計から繰上充用しての決算となっている。各特別会計は収支構造の検討を十分に行うとともに、更なる経費の節減等効率的な運営の確保を早急に図っていく必要があります。

本町の基幹産業である農林漁業、商工業の永続的発展と介護・教育などの町民福利の向上のために、限られた予算を効果的に執行し、適切な財政運営に努められたい。

以上のことから、次年度以降に向けた予算執行に関する次の諸点を指摘し、審査意見とします。

#### 記

### 1. 財政の健全化について

財政の健全化判断比率としての実質公債費比率は13.7パーセント、将来負担比率は96.8パーセントとともに概ね良好であるが、実質収支比率は1.2パーセント、経常収支比率は97.4パーセントと財政は硬直化している。人口の減少や合併算定替え等から地方交付税の減少が大きく、地方税等自主財源の伸びも大きくは見込めないことから、諸経費の節減と税及び使用料等の収納の確保を図るよう努められたい。

### 2. 繰上充用について

繰上充用は会計年度独立の原則の例外として認められているものであるが、特別会計にあっては、一般会計からの基準外繰入金に依存することなく運営することが求められるものであり、事業のおかれている状況を大局的に判断し、利用者負担の適正化と更なる効率的な事業運営に努められたい。

### 3. 収納率の向上について

コンビニ収納や分納の適切な運用手法など納入しやすい環境づくりや、現年度課税を優先した収納対策は、収納率の向上に大きな効果を上げているが、負担の公平は大きな行政課題であり、なお多額に上る滞納の収納を含め徴収担当課と所管課の連携を強化しながら、納税者の事情に即した収納対策を講じるとともに、適正な債権管理に取り組まれたい。

#### 4. アイヌ住宅改良資金の貸付償還金について

アイヌ住宅改良資金の貸付償還金は現在もなお 7,774 万 2 千円と未納額が多額に上っていることから、早期に現状を把握し、償還金の適正な処理に努め、**現年度課税分**現年貸付償還金については適正な収納に努められたい。**↑現年度償還分？**

#### 5. ピュア施設利用について

ピュアは中心商店街の中心に位置しているにもかかわらず、その利用は極めて乏しく、維持管理費が多額に上る施設となっている。町有施設として町民の利便に資する施設となるよう最善の努力をされたい。

#### 6. 観光振興について

本町には誇るべき観光資源として二十間道路桜並木があり、海浜公園、牧場を主体とした農村景観、海辺の風景、山の幸、海の幸などの豊富な観光資源を活用した観光振興策の取り組みの強化に努められたい。

#### 7. 下水道水洗化率の向上について

下水道水洗化率はここ数年横ばいになっており、人口の減少や節水意識の向上から下水道会計は厳しい状況が続いている。多額の整備費用とランニングコストを必要とする事業であり、事業本来の趣旨からも水洗化率の向上を早期に図るよう努められたい。

以上報告とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

3 番、志田君。

○3 番(志田 力君) **ちょっと、1 点だけ確認させていただきたいんですが、意見のほうの 4 番、アイヌ住宅改良貸付金の償還についてなんですが、一番最後の行に現年度課税分とあるんですが、これ、貸付金の間違いではないんでしょうか。課税分でもよろしいのか。税ではないと思うんです。**

○議長(福嶋尚人君) 田畑委員長。

○決算審査特別委員長(田畑隆章君) **貸付金として訂正させていただきたいと思います。**

○議長(福嶋尚人君) よろしいですか。

15 番、木内君。

○15 番(木内達夫君) **今のところなんですけれども、貸付金でもよろしいですか。私は、現年度に償還する分だというふうに理解してるんですが、その辺の確認をさせてください。**

○議長(福嶋尚人君) 休憩しますか。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 02 分

再開 午前 10 時 03 分

○議長(福嶋尚人君) 再開いたします。

田畑委員長。

○決算審査特別委員長(田畑隆章君) **再度、訂正させていただきます。償還分ということで、よろしくをお願いいたします。**

○議長(福嶋尚人君) ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と言う人あり】

○議長(福島尚人君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

本件に対し、討論の通告がありますので、討論を行います。

さきに、原案に反対者の発言を許します。

10 番、谷君。

[10 番 谷 園子君登壇]

○10 番(谷 園子君) 平成 29 年度一般会計決算に対する反対討論をいたします。

私は、平成 29 年度一般会計予算に対し大型公共工事優先が変わっておらず、さまざまな福祉施策を後退させることは、まちづくりの方向が違うとして反対しました。

具体的には、無駄な公共事業は本町海岸線街路通本町通線の跨線橋工事であり、今、多くの町民が奇異の目で眺めています。住宅新築リフォーム助成の廃止は、地元業者の仕事を無くし地域経済を縮小させています。平成 29 年度町制執行方針では、将来世代へ大きな負の遺産を継承することのないよう住民サービスに即時適用できる行財政基盤を確立させることが必須の優先課題であるとしていました。また、新財政計画においても少子高齢化で自主財源が減る中、財政再建を進めるとのことでしたが、そのとおりの決算とはなっていません。行財政基盤の確立という点では、実質収支比率は 1.2 パーセントとすれすれの黒字であり、経常収支比率は 97.4 パーセントと依然として硬直化が続いています。公債費は 13.4 パーセントで借金も抱えており、義務的経費を支出してしまったらほとんど余裕のない町財政となっています。その結果、町民の生活を守るためのお金が無くなって、国保、簡易水道、下水道、介護サービスの各特別会計に一般会計からの繰り入れができず、次年度の収入を先食いする繰上充用まで行いました。町の見積りの甘さ、検証不足、無計画さが表れている決算だと言わざるを得ません。このことは、合併 10 年で財政危機に陥った大型公共工事優先を変えてこなかったことも一因であると考えます。このような決算を認めていけば行政本来の目的である高い行政サービスの提供を困難にしますし、町民が安心して生き生きと暮らせる町政は実現していきません。よって、認めることはできず不認定です。皆さんのご賛同を求めます。

○議長(福島尚人君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[13 番 建部和代君登壇]

13 番、建部君。

○13 番(建部和代君) 私は、平成 29 年度新ひだか町各会計歳入歳出決算認定につきまして、認定に賛成の立場から討論を行います。

平成 29 年度各会計歳入歳出決算にあたっては、決算審査特別委員会におきまして慎重に審査が行われました。国は成長戦略を強化し、民中主導の経済成長を進めています。北海道等の地方都市では少子高齢化と大都市への人口集中が進み、また、インフレの維持管理コストや社会保障施設に係る費用が増加し、非常に厳しい経済状況が続いています。我が町の平成 29 年度の決算の状況を見ますと、地方交付税等の一般財源収入が平成 28 年度決算額を下回った中で、社会福祉施設や教育、産業振興等の主要事業に積極的に取り組み、また、その予算の執行については適正に行われていたところであり、評価に値するところでもあります。今後におきましては、決算審査特別委員会から出されております検討事項につきまして早急に対応していただくとともに、依然として各財政指標に大幅な改善が見られず、特別会計においては、国民健康保険特別会計等 4 つの特別会計が赤字決算となっていることから、これまで以上に積極的な財政健全化への取り組みを

進め、効率的で効果的な行政運営に努めていただきたいと考えております。あわせて、限られた財政の中でも創意工夫による魅力あるまちづくりを推進していただくことを強く望み、賛成討論といたします。皆様のご賛同をいただけますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) 以上で討論を終結いたします。

これから、議案第5号 平成29年度新ひだか町各会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。本案の決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立 13名】

○議長(福嶋尚人君) 着席ください。起立多数であります。

よって、議案第5号 平成29年度新ひだか町各会計歳入歳出決算認定については認定することに決定いたしました。

---

◎報告第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第6、報告第1号 専決処分の報告について(損害賠償請求事件の和解及び損害賠償額の決定について)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

— 上田健康推進課長。

【健康推進課長 上田賢朗君登壇】

○健康推進課長(上田賢朗君) おはようございます。報告第1号 専決処分の報告についてでございます。地方自治法第180条第1項の規程により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規程により報告するものでございます。

1枚おめくり願います。専決処分書でございまして、平成30年専決処分第6号でございまして。なお、専決処分年月日は、平成30年11月20日付けでございまして。

もう1枚おめくり願います。損害賠償請求事件の和解及び損害賠償の額の決定についてであります。新ひだか町は、平成30年10月5日に、新ひだか町静内春立441番地の1、高辻弘樹氏を相手方として発生した下記損害賠償請求事件において、新ひだか町の賠償額6万815円で相手方と和解したものでございます。損害賠償請求事件の概要ですが、平成30年10月5日午前8時18分ごろ、職員が移送サービス利用者宅へ送迎のため、公用車で利用者宅地先町道から後進で利用者宅前へ進入したところ、駐車してあった車両との車間を見誤り相手方車両前部に接触し車両を破損させたものでございます。なお、本件に係る過失割合につきましては、町側が10、相手方がゼロでございます。今回の事故は、職員の確認不足により発生したものでございまして、誠に申し訳なく深くお詫び申し上げます。これまでも町民の模範となるよう交通法規の遵守、安全運転の徹底を周知し注意を喚起してまいりましたが、今後は一層交通法規の遵守及び事故防止を徹底してまいりますので、何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、報告第1号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と言う人あり】

○議長(福嶋尚人君) 質疑なしと認めます。

よって質疑を終結いたします。

本件に対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これから、報告第1号 専決処分の報告について(損害賠償請求事件の和解及び損害賠償の額の決定について)を採決いたします。

お諮りいたします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、報告第1号は、承認することに決定いたしました。

---

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第7、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大野克之君登壇〕

○町長(大野克之君) ただいま上程されました諮問第1号につきましてご説明申し上げます。人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。現在の委員は、7名のうち4名の方の任期が平成31年3月13日で満了いたしますことから、次期人権擁護委員候補者を推薦するため人権擁護委員法第6条第3項の規程によりまして議会の意見を求めるものでございます。

人権擁護委員につきましては、同法第6条第1項の規程により法務大臣が委嘱するものでありますが、その候補者は市町村長が推薦することとされておりまして、当該推薦にあたりましては、議会の議決を受けなければならないことになってございます。

今回推薦しようとする方につきましては、資料を見ていただきたいのですが、1人目は再任となりますが、日高郡新ひだか町静内高砂町3丁目7番11号にお住まいの鎌田康人氏でございます。昭和26年7月11日生まれの67歳でございます。職業は無職でございます。今回再任されますと、3期目となります。

2人目は、こちらも再任でございます。日高郡新ひだか町静内真歌432番地の5にお住まいの上水明子氏でございます。昭和24年1月13日生まれの69歳、職業は会社役員でございます。この方も今回再任されますと、3期目となるところでございます。

3人目、この方も再任でございますが、日高郡新ひだか町三石本町35番地にお住まいの八木一洋氏でございます。昭和29年2月18日生まれの64歳で、職業は会社役員でございます。この方につきましても、再任されますと、3期目となります。

4人目でございますが、この方は新任となります。日高郡新ひだか町静内旭町1丁目18番30号にお住いの浅間寛喜氏でございます。昭和29年10月1日生まれの64歳、職業は無職でございます。

4名とも新たな任期につきましては、平成31年4月1日から34年3月31日までの3年間となるところでございます。なお、次のページから4名の方々の略歴を添付してございますので、ご覧いただきたいというふう存じます。

以上で、諮問第1号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(福島尚人君) お諮りいたします。本件については、質疑討論を省略いたしたいと思ひます。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よつて、本件は質疑討論を省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。これから、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

お諮りいたします。本件については、原案の者を適任とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よつて、諮問第1号は原案の者を適任とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。10分程度休憩いたします。

休憩 午前10時19分

---

再開 午前10時30分

○議長(福島尚人君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします

◎一般質問

○議長(福島尚人君) 次に、一般質問を行います。

質問通告順序により発言を許します。質問者席において一括質問願ひます。

14番、池田君。

[14番 池田一也君 質問者席へ?]

○14番(池田一也君) 通告に従ひ、人と動物に優しいまちづくりの推進について質問いたします。

動物の寛いでいる姿を見ると気持ちが落ち着き、疲れた心を癒してくれます。また、子どもには、動物と関わることで命の大切さや責任感ができ、いじめ等やっではいけないことがわかるなどの効果があると言われております。さらに、医療や介護の現場においても動物を介在させる療法が普及し、多くの効果が報じられております。私は特に犬・猫については、家庭等だけでなく飼い主のいないいわゆる野良犬、野良猫も地域の一員と捉え、人と動物に優しいまちづくりを推進するべきだと考え、この質問をさせていただきます。

まず、災害時におけるペットの避難についてお聞きをいたします。災害により避難を余儀なくされた時、ペットが飼い主と離れ離れになってしまう事例が多数発生しております。このような動物の保護には多大な労力と時間を要し、その間のペットの負傷、衰弱、死亡の恐れもあります。また、不妊、去勢処置がされていない場合は、繁殖により増加することで住民の安全や環境が悪化することが懸念をされております。さらに、壊棟家屋でもペットがいるため避難しない人や、餌やりなどで戻る人が二次災害に見舞われるケースが発生しております。避難所ではペットと終始一緒にいられないことで車中生活を選び、エコノミークラス症候群を発症したなどの災害関連の課題も残っているとの報告を聞いたことがあります。このような事態を防ぐために必要な措置があると考えております。

そこで1点目に、ペットと一緒に避難をする同行避難への対応はどうされているのか。

2点目に、ペットと一緒に避難所で生活する同伴避難への対応や提供の状況。

3点目には、ペットに関する避難所運営や災害時のペット救援のマニュアル作成はされているかをお聞きをいたします。

次に、公営住宅における動物との同居についてお聞きをいたします。以下の2点は、昨年9月定例会一般質問において提言をさせていただいておりましたので、調査、研究等をされていらっしゃるればご答弁をいただきたいと思っております。

1点目に、盲導犬、介助犬、聴導犬など、身体に障害のある人の生活を助けるいわゆる補助犬との同居を認めるべきではないか。

2点目に、条件を付けてでもペットとの同居を認めるべきではないかをお聞きいたします。特に、2点目に条件を付けてでもと申し上げましたが、昨年9月議会ではこの条件を、地域を限定してと提案をさせていただいておりました。今回はさらに、例えばこの条件といたしまして去勢、避妊済みであること、適切な飼育方法を学ぶ講習を受けていること、ペットに関するトラブルが発生した場合撤去すること等々の条件を提示し、同居を認めるべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

最後に、犬、猫の避妊、去勢についてをお聞きいたします。今、全国的には殺処分の減少やゼロを目指すため、譲渡会や避妊や去勢の取り組みが盛んに行われております。私は、これらの地域活動の取り組みを新ひだか町も行政として積極的に参加や支援をすべきだと考えております。

—そこで1点目、手術費用への補助金や助成金の制度を創設すべきではないか。

2点目、この事業に係る資金を得るために、賛同者から寄附金を募るガバメントクラウドファンディングを検討すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。行政も積極的にこれらの活動に参画し定着をしたならば、不幸な犬、猫が救われ、地域環境もきっと良くなり、人と動物に優しいまちづくりになると考え、まずは、1度目の質問とさせていただきます。ご答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長(福嶋尚人君) 藤沢総務課長。

○総務課長(藤沢克彦君) 池田議員ご質問の人と動物に優しいまちづくりの推進についての1点目、災害時におけるペットとの避難についてご答弁申し上げます。1点目のペットと一緒に避難する同行避難への対応はどうされているかについてでございますが、地震や台風など災害発生時においては、まずは自分の身の安全確保を第一として行動していただき、落ち着いて自分と家族、そしてペットの安全を確保していただきたいと考えております。突然の災害でペットもパニックになりいつもと違う行動を取ることがありますので、ペットを落ち着かせるとともに、?? すいそう?? などに気をつけることが必要となります。

また、国内における過去の災害時においては、ペットが飼い主と離れ離れになってしまう事例が多数発生し、このような動物を保護することは多大な労力と時間を要するだけでなく、その間にペットが負傷したり衰弱、死亡する恐れがあり、また、不妊、去勢処理がされていない場合、繁殖により増加することで住民の安全や公衆衛生上の環境が悪化することも懸念されております。このような事態を防ぐためには、飼い主みずからの責任により災害時におけるペットとの同行避難をすることにより動物愛護の観点のみならず、放浪動物による人への危害防止や生活環境保全の観点からも重要であると考えますが、災害時に外出している場合などペットと離れた場所にいる場合には、自分自身の被災状況や周囲の状況、自宅までの距離や避難指示などを踏まえて、飼

い主自身によりペットを避難させることが可能かどうかの判断をしていただきたいと考えております。

次に、ペットと一緒に避難所で生活する同伴避難への対応や提供の状況についてはでございますが、ペットの飼い主におかれましては、平常時から同伴避難のための備えるべき対策について意識を持っていただき、ペットとの安全と健康を守るとともに、他の避難者への迷惑にならないよう努めていかなければならないものと考えております。具体的には、平常時におけるペットのしつけやペット用の避難用品や備蓄品の確保が必要と考えております。東日本大震災の時には避難所におけるペットのトラブルといたしまして、犬の鳴き声や臭いなどの苦情が最も多かったと聞いております。その他にも、避難所で犬が放し飼いにされ、寝ている避難者の周囲を動き回っていたことやペットによる子どもへの危害が心配、ノミが発生したなど飼い主による適正な飼育がなされていないことによるトラブルが多く見られたとのことでございます。

また、避難所ではさまざまな人が集まり共同生活を送るため、動物との暮らしが苦手な方やアレルギーのある方もいることを認識し、避難所におけるペットの飼育管理は飼い主の責任で行うものであり、鳴き声への苦情や体毛、糞尿処理など衛生面でのトラブルを防ぐため飼い主同士で周りの人に配慮したルールを作ることも必要であると考えますが、現状におきましては、同伴避難への避難所の提供につきましては難しいものと考えております。

次に、ペットに関する避難所運営や災害時ペット救護のマニュアルは作成されているかについてですが、当該マニュアルの主旨や目的につきましては平成7年に発生しました阪神淡路大震災や平成16年の新潟中越地震をはじめとした多くの災害を受ける中で、災害発生時における動物救護対策について関心が高まり始めたころ平成23年の東日本大震災が発生し、飼い主の多くがペットと一緒に避難できなかったことが教訓となり災害時にはペットとの同行避難が重要との認識がされたことによるものでございます。しかしながら、平成28年に発生しました熊本地震におきましては、多くの飼い主がペットと同行避難をしましたがペットの避難所への持ち込みを断られたケースや離れ離れになることへの抵抗感などから車中泊を選択した飼い主もいたとされ、避難所におけるペットの受け入れについての課題が浮き彫りとなりました。最近では、北海道胆振東部地震におきまして厚真町で1件、ペットと一緒に避難した方が小学校におられたということは確認しておりますが、9月10日にはもう既に避難所を出ていたということは、報告を受けてございます。

このことから、災害発生に備えた平常時の対策と災害発生から生活再建に向けての動物の救護や避難所の運営に関し具体的な方針を定めるため当該マニュアルが考えられたものと考えております。当町におきましては、このようなペットに特化したマニュアルは作成しておりませんが、重要なことは前段の答弁と重複しますが、災害が発生した時にはまず自分の身や家族の安全確保をしていただきまして、その後、ペットの安全確保につきましてもいざという時慌てないよう普段から備えておくことが必要だと考えております。

また、ペットと同行避難する際には、他の避難者に迷惑をかけないで生活できるよう十分な準備をすることが重要と思っております。このことは、決して特別なことではなく、普段からのペットの基本的なしつけや予防接種等の健康管理をし、ペットをさまざまな環境に慣らしておくことが災害時の備えに繋がるものと考えているところでございまして、いざという時に大切なペットが周りに迷惑をかけないように、また、周りからの協力が得られるよう、まずは飼い主自身がペ

ットの災害対策について考えてみることから始めていただきたいと思いますと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長(福島尚人君) 田中建設課長。

○建設課長(田中伸幸君) 池田議員からのご質問の大きな2項目目の1点目、補助犬との同居を認めるべきではないかと、2項目目、条件を付けてでもペットとの同居を認めるべきでないかについて、私からご答弁申し上げます。

平成29年9月定例会において池田議員より、ペットとの同居を認める公営住宅の必要性について質問があり、再質問の中で補助犬との同居を認めてほしいとの主旨の質問について前向きに検討させていただきたいと答弁申し上げます。

このことを踏まえ、今年度当初に補助犬のことも含めた公営住宅のお困りに対するアンケートを実施し、現入居者に補助犬などの同居についての意向を確認したところでございます。

結果としては、入居者から補助犬に係る回答はありませんでしたが、現在の社会情勢を踏まえ、身体障がい者補助犬法により認定を受けた盲導犬、介助犬、聴導犬のいわゆる補助犬との同居について、北海道建設部との協議や関係法令諸手続きの方法など調査しているところでございまして、これらが整い次第、担当常任委員会に情報提供の上提案し、実施に向けて進めていきたいと考えております。

次に2点目、条件を付けてでもペットとの同居を認めるべきでないかについてですが、このことにつきましても平成29年9月定例会において池田議員より、ペットとの同居を認める公営住宅の必要性についてのご質問があり、建物への損傷、臭いや鳴き声、糞尿による近隣への迷惑などが公営住宅法の迷惑行為の禁止に該当することから公営住宅ではペットと同居することを禁じておりますが、近年、ペットを飼育する人が増加している現状を鑑み、ペットとの同居を認める必要性について研究してまいりたいと答弁申し上げたところでございます。

全国的には、震災などによる災害復興住宅、地域自治会が要望し管理する住宅でペットと同居することを認めている公営住宅の例や入居者の8割以上が賛成し、自治会あるいは飼い主がペット管理委員会を設置した上で認めている公営住宅も少数であります。例があります。

一方で、ペットの飼育を一切認めず無断でペットを飼育している入居者に対し3年の執行猶予を設けた上で里親制度などを利用してペット飼育をやめるかあるいは公営住宅を退居するよう求めた自治体もあります。公営住宅におけるペットとの同居に対する課題として、退居時における修繕費の入居者負担や高齢による飼育困難時の対応、特にトラブルを未然に防ぐために地域との合意が必要不可欠と考えております。

そのため、町内の主な公営住宅が所在する自治会長に意見を伺ったところ、地域において何度もペットの糞尿等が問題となっていることから公営住宅でのペット飼育については賛成する意見はありませんでした。

しかしながら、ペットを飼育することが居住者に対し癒しの効果があることは認識しておりますので、今後、地域の総意により公営住宅でのペットとの共存を求める要望があった際には検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長(福島尚人君) 大久保生活環境課長。

○生活環境課長(大久保信男君) 池田議員ご質問の大きな3点目、犬・猫の避妊、去勢についての

1点目、手術費用への補助金や助成金の制度を創設すべきではないかのご質問と2点目のこの事業に係る資金を得るために賛同者から寄附金を募集するガバメントクラウドファンディングを検討すべきではないかについて、環境衛生の観点からあわせてご答弁申し上げます。

犬・猫の国内の飼育頭数につきましては、一般社団法人ペットフード協会が発表しております平成29年全国犬・猫飼育実態調査によりますと、犬の推計飼育頭数は892万頭、猫は952万6千頭で、過去5年間におきましては、犬は減少傾向、猫は横ばいとなっており、今回の調査では、猫の飼育頭数が犬の飼育頭数を上回ったとしています。今日、犬や猫などのペットは、家族としてパートナーとして人々の暮らしに密接にかかわり、心を癒し、生活に張りや潤いをもたらしてくれたり、愛情や思いやりの心が育つなどの情操教育の効果もあると言われております。ペットは広い意味で飼い主の人生の質の向上に貢献しているとも言えますが、ペットを飼うことに伴うさまざまな責任や困難を理解せずに飼ってしまうと近隣や周辺地域の人々に迷惑を及ぼし、また、ペットそのものに害を及ぼすこともあります。

当町の現状といたしまして、町民の方から年に数件ある苦情の中には、飼い主のいない猫や外飼いの猫により庭をトイレにされる糞尿の被害、むやみな繁殖で子猫が増えたり、子猫が遺棄されたりするなど、動物の愛護及び管理に関する法律に違反するような事案もまれにあります。

そこで、質問の避妊、去勢に係る手術費用の助成制度の創設ですが、当町におきましては合併前の旧静内町において平成17年度まで飼い猫避妊手術助成事業として手術費用の助成をしていた時期もありますが、平成13年10月1日に北海道動物の愛護管理に関する条例が施行され第6条第2項に飼い主の遵守事項としてみだりに繁殖して適正に飼養することが困難となる恐れがある場合にはその繁殖を防止するため生殖を不能にする手術その他の措置を講ずるよう努めることとしており、町が助成するまでもなく飼い主の覚悟と責任、飼育できる限度を超えた繁殖を防ぐ不妊措置は飼い主の義務であることから、合併時に廃止としております。

また、各自治体における犬、猫の不妊助成状況を調べてみますと、北海道内では、飼い主のいない猫に助成をしている自治体は1市1町、飼い犬、飼い猫に助成をしているのは1町となっております。なお、既に制度を廃止している自治体も多数ございまして、廃止の理由につきましては避妊、去勢の責任は飼い主が負うものであるとしております。このような状況を踏まえまして避妊、去勢は繁殖を防ぐという点で有効な手段ではございますが、新たな助成制度を創設することにはならないと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、2点目にご質問のありましたガバメントクラウドファンディングについてでございますが、これは自治体が具体的な使用目的をお示しし、ふるさと納税の制度を活用してネットを通じて広くその目的に共感される方々から寄附を募るといった仕組みでございまして、犬・猫の避妊、去勢の助成事業を実施する場合、これで納められました特資を充てるのは有効かと思われませんが、先ほどご答弁申し上げましたとおり飼い主が負担すべき義務であるものと考えるところでありますので、ご理解をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(福嶋尚人君) 14番、池田君。

○14番(池田一也君) では、再質問をさせていただきます。

まず、避難の話です。さまざまに今回は胆振東部地震だとか全国各地で避難を要する事例が多発しております。そういう中で特に東北大震災の時からですけども、環境省が、避難をする時は

ペットとの同行避難というのを推奨するようになってきました。胆振東部地震はちょっとわからないんですが、例えば、わりと直近でありました熊本地震。この時にも環境省では災害時のペットの同行避難を推奨しますというふうになってます。ですから僕は、こういうことも考えれば、それと時代というものも考えれば、やはりペットとの同行避難というのは、これは今後増えてくるであろうし、行政側としてもこれに対する対応というものは急がなければならないと思うんですよ。

例えば、そういう、今避難をしてきた時にどうやってるのかなと。今、新ひだか町内にも何件かは、時には避難を要する時ありますよね。今年も何件かありました。そういう時に、もし、ペットを連れてきた時に、どういう対応をされているのか、現在。将来に向かってはそういうことも考えて、例えば年1回ですか、避難訓練だとかやってますけども、そういう時にこういうペットも同行をしましょうと、逆にね。連れてきましょうというような形で、それも訓練になると思いますので、そういうことも訓練に取り入れるべきではないかなと思うんですけども、いかがですか。

○議長(福嶋尚人君) 藤沢総務課長。

○総務課長(藤沢克彦君) ペットの同行避難の訓練の関係でございますけども、今まで私が担当してから何度か避難勧告などがありました。ペットを連れてきたというお話はちょっと聞いておりませんので、皆さん避難する時にやはり、飼い主の責任としてペットを避難所に連れてくるのはどうかという判断があったのかなというところはあると思います。

そこで、訓練の時に同行避難を加えるべきではないかというご質問でございますけども、先ほどのようなご答弁でもお話をさせていただきましたが、平常時にも人がたくさん集まるような所の訓練を飼い主自身がしていただけるということが一番大事かなと思っておりますので、特に、今、避難訓練の時に同行避難の訓練を加えるということは考えておりませんが、訓練の中で連れてきていただいて慣れさせるということであれば、それはやっていただいても構わないかなとは思っておりますが、特にそれを特化して、今、同行避難訓練をするということは、考えてはおりません。

○議長(福嶋尚人君) 14番、池田君。

○14番(池田一也君) 非常に後ろ向きだと思うんですよね。環境省がという紹介をさせていただきました。推奨してますということですね。だからこそ、例えば今回の避難訓練はペットとの同行避難を想定した訓練といたしますと、要は、来たら受けますよではなくて、行政側としてこういうことも訓練の中の項目に入れますとやればいいことだと僕は思うんです。それと、まして心配なのは、何かのことで避難があった時に実際にペットと同行して避難してきた人がいた場合、今、もしそうなったらどういう対応をするんですか。

○議長(福嶋尚人君) 藤沢総務課長。

○総務課長(藤沢克彦君) 今、そういう災害が起きた時ということでもありますけども、災害につきましては被害の大きさだとか規模によって避難所の開設が、場所が変わると思います。基本的に先ほども申し上げましたけども、社会情勢の変化によりまして避難所も個々のプライバシーだとか、それから1人ひとりの健康管理だとかというところが非常に言われているところがございます。厚真町もおそらく1件あったということ、先ほどご紹介させていただきましたけども、小学校の一室をペットの避難所にしたという状態でございます。避難所の形態によりまして同伴避難というのは、対応は可能だと思っておりますけども、先ほどの壇上でもご答弁させていただきました。

したが、アレルギーを持っている方だとか色々な衛生上の問題だとかがありますので、その時には、臨機応変な対応はさせていただこうという考えは持っております。

○議長(福嶋尚人君) 14番、池田君。

○14番(池田一也君) 私の聞き方が悪かったのか、今聞いたのは、同行避難。同行避難でペットを連れてきた時に、受け付けではどのような対応をされてるんですかということを知りたいんです。その後の、いわゆる一緒に避難所で暮らすとか別な所を用立ててもらって、ここではペットと一緒に暮らしていいよとか避難していいよという、それは同伴避難の方であって、同行避難で、さあ皆さん避難してくださいと言った時に、ペットを連れてきた時、今はどういう対応をされてるんですか。受け付けるのか、とりあえずどこかにおいとくのか、そこらへんを教えていただきたいです。

○議長(福嶋尚人君) 藤沢総務課長。

○総務課長(藤沢克彦君) 最初の再質問の時にちょっとお話させていただいたんですけど、そういう事例が今まで無かったので、受付だとかということはしたことがございません。

○議長(福嶋尚人君) 14番、池田君。

○14番(池田一也君) だからこそ同行避難を推奨している町民としても求めている方が多いと私は認識してるものですから、だから、最初から同行避難はいいですよと。ただ、そこで大事なのは、そこに耐えうる避難所での体制ですよ。そこら辺をまずは整備した上でペットの同行避難、さらには同伴避難ができるように持っていくべきだと思うんです。

私は、同伴避難のことでちょっと限らせて言わせていただくと、体の不自由な方もそうなんですけど、一時避難所に1度避難して、そこからそういう福祉の分野で必要な方は福祉避難所というものを今、町では何カ所か用意して、そちらにと。1回、一時避難所に来たとしても、そこから、じゃああなたの場合はそちらに行ってくださいとやるじゃないですか。僕の場合はそんな感じなんです。ペットを連れてきて一時避難所に来たら、これは皆さん、こういう動物はじゃあどこどこに用意してありますからそちらに行ってくださいという形での対応をすべきだろうと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 坂総務企画部長。

○総務企画部長(坂 将樹君) 池田議員さん言われていることも理解できます。環境省のほうでも推奨されてるということで、今こういう時代ですから、ペットというのは家族の一員ということでとらえている住民の方もたくさんおられるということも理解します。一方で先ほど、今回の質問、犬・猫に限るということですけど、その人によってはそれ以外の動物についても家族と同様にペットに考える。例えば、鳥ですとか、亀ですとか、爬虫類ですとか、そういうものも同じく考えるということを考えれば、なかなかちょっと難しい問題も出てくると。ですから、そういうことに理解を全員の方がいただけるような状況で避難所運営をできるということであれば、当然そういう運営をしていかないとはいえないとは思いますが、ただ、先ほど総務課長が言ったとおり、災害の状況によってそういう避難所をどこに設けるかというのは状況によって変わってまいります。そういう中で、そういう方が出てこられて、そういう場所を設定した時に理解をしていただける方が皆さんということであればそういう設定も可能だとは思いますが、現状の中でそれをどこに今設けるだとかというのは、非常に難しい問題があるということも我々も感じておりますので、その点については、現在そういう状況にあるということでの部分で、ちょっ

とご理解をいただければというふうに思います。

○議長(福嶋尚人君) 14番、池田君。

○14番(池田一也君) それで、壇上でペットの避難についての3点目に避難所の運営や災害時のペット救援のマニュアルはあるかということをお聞きしたわけです。それで、ないという答弁でした。それで、まずないんだからしょうがないというわけではなくて、いろんな町ではマニュアルのある町もあるけど、ない町も多い。そういう中でまず最低限、災害時におけるペットの救援対策ガイドラインというものを設けるべきだと思うんです。今、部長も課長も言われたように、こういう場合はこうするとか、そういうものをいろんなものを想定して、こういう時には助けましょう。ここまでは飼い主の責任だけど、ここからは飼い主の責任なかなか負えない部分は、町はこうしましょうとか。こういうガイドラインをいろんな町がこれは多く作っているんです。新ひだか町においても、最低限、災害時におけるペットの救護対策のガイドラインこういうものは必要ではないかなと思いますが、いかがですか。

○議長(福嶋尚人君) 藤沢総務課長。

○総務課長(藤沢克彦君) 壇上でもご答弁させていただきましたけども、当町は特化したマニュアルというのは作っておりません。ペット以外のこともそうなんですけども、今、池田議員がご質問された中で先進地があるということですので、それらについてちょっと勉強させていただきたいというふうに考えております。

○議長(福嶋尚人君) 14番、池田君。

○14番(池田一也君) それでは、公営住宅にかかわることに質問を移ります。

それです、補助犬は関係の所といろいろ協議してるんだと前向きな答弁であったんであろうと思っております。ただ、要するにちょっと不満なのは、さっき答弁の中にも出てきました身体障がい者補助犬法、これは平成14年に一部施行されて平成15年に全面施行をされて、もう既に15年ほど経っている法律なんです。その中に義務規程というのが、私、法律の話してます。1番、私、法律あまり得意じゃないですけど、法律の話してます。この法律の義務規程には、国や自治体が管理する施設、事業所及び住宅、公共機関、不特定多数の方が利用する民間施設を身体障がい者が利用する場合、施設の管理者は補助犬の同伴をすることを拒んではならないというのがあるんです。要するに、他の解説書だとかも読みました。そういう中には、つまり、公営住宅に住居する身体障がい者が身体障がい者補助犬を使用することは拒否できないという見解なんです。ですから、前向きな答弁はいただいておりますけども、この法の精神にのっとれば、別に補助犬は人を噛むとか何か悪さするとか、そんな犬ではありません。ちゃんとした訓練を受けて、ちゃんとした試験を受けて、なったものです。ですから、この法の精神にのっとった上で申し上げさせていただくと、私は、もうこの場で認めますというふうにすべきではないのかなと思っておりますが、いかがですか。

○議長(福嶋尚人君) 田中建設課長。

○建設課長(田中伸幸君) 補助犬に対する法律もございまして、公営住宅に対する法律もございまして、公営住宅は、当町では国庫補助金をいただいて、家賃補助金をいただいて運営してるものですので、やはりそちらの方も重視する必要があると考えておりますので、その辺りは北海道のほうと相談しながら進めているところでございます。

○議長(福嶋尚人君) 14番、池田君。

○14 番(池田一也君) 全国的にも全道的にももう既に認めている所ありますよね。あるんですよ。私は今回、人と動物に優しいまちづくりというひとくくりで質問しています。ですから、町長、お答えいただきたいんですけども、ここで公営住宅補助犬いいよということが、私はこの場で決断することが、私は優しいまちづくりになるのではないかなと思っていますけども、町長、いかがですか。

○議長(福嶋尚人君) 町長。

○町長(大野克之君) 池田議員から今の補助犬のお話ありがとうございました。補助犬というのは障がいのある方とかそういう方にとってはとても大切なものでございまして、その辺の必要性なり重要性というのは私も認識しているところでございます。しかし一方で、建設課長が今ご答弁申し上げたように、北海道のほうと協議を進めているということでございますので、その他にも制約等がもしあれば、そういう問題を明らかにして、それをクリアしなければならないということもございまして、引き続き北海道など関係の所と関係法令をきちんとチェックした上で整理をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長(福嶋尚人君) 14 番、池田君。

○14 番(池田一也君) さっきも言いましたが前向きな答弁をいただいていると思っておりますので、早急な対応をとというものを望みます。

公営住宅のペットに関しては、特に再質問はいたしません。そういう機運がというんですか、地域また、いろんなさまざまな場面でのそういう機運が高まった時には、ぜひ、早急な対応、丁寧な対応をしていただきたいなということは申し添えておきます。

次に、犬・猫の避妊、去勢についてです。平成 17 年まで、猫に対しての去勢に対して補助金が出てました。私もうろ覚えなんですけども、旧静内町時代から議員をやってましたんで、あったという思いはしてるんです。それと同時に、飼い猫・犬も加わってたと思うんですが、そういう条例が過去にはあったような気がするんです。ちょっと、そこら辺、いや、あったような気がするんでなくて、あったはずなんです。そこら辺、どういう内容だったのか、ちょっと教えていただけますか。それと、なぜ、なくなってしまったのか。

○議長(福嶋尚人君) 村田生活環境課主幹。

○生活環境課主幹(村田弘明君) ただいまのご質問にお答えいたします。平成 17 年度まで実施しておりました助成事業のほうにつきましては、まず、静内町飼い猫避妊手術費費用助成要綱に基づきまして、飼い猫の飼養限度を超えた繁殖及び野良猫の増加を防止し、もって猫が住民に及ぼす危害及び迷惑を未然に防止することを目的として実施していたものでございまして、精巣摘出手術に 1 匹 2 千円、卵巣摘出手術に 1 匹 4 千円を助成しておりましたが、当時の合併協議の中では北海道動物の愛護及び管理に関する条例が平成 13 年に施行されたことによりまして飼い主の責任が明確になりましたことから廃止の調整がされまして、平成 17 年度をもって廃止をされております。飼い猫の関係の条例のほうのお話でございんですけども、合併前の静内町の例規集なども確認をしたんですが、ちょっとそういう条例が見つけられませんが、ただ、北海道のほうの動物の愛護及び管理に関する条例のほうでは飼い主の遵守事項が形成されておりますので、そちらのほうではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長(福嶋尚人君) 14 番、池田君。

○14 番(池田一也君) 合併前の話だったんでしょ、きっと。動物愛護条例とかそういう名前だったかなと思ってるんですが、覚えているのは、猫は家の中で飼いましょうという一文があるんです。今の答弁を聞いてると、私の勘違いで、条例ではなく要領、要綱と、何か別なものだったのかななんて思うんですけども、そこで、何でそれを聞くかと言うと、実は、平成 28 年に札幌市で動物愛護に関する条例というのができているんですよ。平成 28 年、一昨年です。ですから、今まで飼い主の責任での部分でというお話でしたけど、札幌市ではそういう状況においてもこの条例を一昨年作っているんです。やはりそれだけ必要という状況なんでしょう。ただ、札幌の必要性和新ひだかの必要性には、それは差があるとは思いますが。ですから、条例まで作るかどうかというものはまた、今後協議をしていただければありがたいですけども、そこにそういう明確化した部分がないと飼い主の責任というのは、うたわれないんですよ。ですから、札幌市の条例も見ましたが、明確に飼い主の責任と書いてあります。さっきペットも爬虫類もいれどという話でした。それも、ちゃんと羊まで書いてあるんです。羊をペットというのはあまり馴染まないですけども、そういうような条例をきちっと揃えて、その上で動物とどう付き合いをするかということが進んでいくんだろうという思いがいたしております。それで、私も今、新ひだか町、旧静内町かもしれませんが、条例はどうでしたかということをお聞きさせていただきました。去勢だとか避妊の手術、要するに、飼い猫・飼い犬ばかりを何か皆さん考えているのかななんて思うんですけども、私は、野良犬・野良猫と壇上でも申し上げましたけども、そういう手立てはどうするんですかと、それも含めてお聞きをしているつもりです。答弁でありましたよね。飼い猫・飼い犬に助成している所もあれば、野良犬・野良猫もあるよ。例えば北海道で言うと、多分、何か所かあるというお話でしたけど、旭川とか和寒は今でもやっていますよね。復活してくれるのが一番ありがたいですけども、なかなか財政を考えると、さっき金額も言ってくれましたけども、多頭数になれば結構な金額になる。財政という話に当然なっちゃうのかなと思うんです。ですから、町内にもそういう犬・猫だとかに関して避妊だ去勢だ、あと、譲渡だ、いろいろやっている団体というのがあるわけです。ですから町としては、そういう団体に対して何か補助を全額ではとてもとてもならないと思いますけども、何らかの補助などをしながらその活動を支えていく一つになるということは考えられませんか。

○議長(福嶋尚人君) 大久保生活環境課長。

○生活環境課長(大久保信男君) ただいまの団体等の補助というご質問でございますけれども、昨年、犬猫のボランティア団体というのがございまして、そちらのほうから要望書を受けているところございまして、私どもも犬猫の関係で捨て犬だとか、迷い犬だとかいろんなことでご相談ご協力をいただいているところございまして、その団体でも私どもも当然新しい飼い主などを探すという努力も当然してございます。また、それらについて、さらに団体の方にもお願いしてご協力をいただいているところで、また、団体においてもボランティアという形で去勢なりの手術もしているということございまして。なかなか費用についても高いということで、非常に苦労しているというお話で、補助の要望ということでありましたところなんです。なかなか補助についてはいろんなケースで私どものところでも交通安全だとか生活安全ということで、団体で補助をしているところでありまして、また、補助の見直しということも、今いろいろとしている中で、なかなかここでその団体に対してその補助をとというのは厳しいものがあるかなというふうに考えているところございまして。

○議長(福嶋尚人君) 14番、池田君。

○14番(池田一也君) それで、最後のほうに出しましたが、ガバメントクラウドファンディングということになっていくんです。要するに町は、財政的などというのものもあるし、その団体だけに特別な補助というのもというそういう立場ですよ。ですから、こういうふるさと納税ですか、こういうものを利用した何かできないかなと、私なりに考えたわけです。ガバメントクラウドファンディングに行く前に、普通のふるさと納税のことをちょっと聞きたいんですけども、例えば、ふるさと納税でも使い道を選べるというのがありますよね。そういう中で例えば、選べる使い道として二十間道路の桜並木の管理等に活用、目的とする自然環境の保全及び活用に関する事業だとか、その他諸々7項目、これはインターネット見ればわかりますけども7項目あります。その七つ目に、使い道は町にお任せしますというのがあります。ですからこれは、過去に同僚議員が質問したことがあったかと思えますけども、29年度実績で言うと、確か、町長にお任せしますというのが3,500万円ほどあったと認識しておりますけども、この中から町長が特に認めてその費用として一部補助なり何なりという形にならないかなと思ってるんですけども、町長、いかがですか。

○議長(福嶋尚人君) 藤沢総務課長。

○総務課長(藤沢克彦君) 財源のお話なので私のほうから答弁させていただきます。

今、池田議員おっしゃりましたとおり、ふるさと納税の用途の中には町長が認める事業ということがございますので、基本的には町長が認める事業の選択で充当することは可能でございます。ただ、生活環境課長がご答弁いたしました、今回新たな助成制度を創設することにつきましては壇上で理由をお示ししましたので、この事業に充てるかどうかということについては、今は考えていないということになります。基本的にふるさと納税につきましても当該年度に充当するのではなくて、一旦基金に積んでからの充当ということで考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長(福嶋尚人君) 14番、池田君。

○14番(池田一也君) それで、この七つの使い道があると私言いました。やはり、今回僕はこうやって、犬・猫の去勢、避妊だということで質問しております。そういうさまざまなこの町内にもそれを代表としますが、いろんな団体、NPOはないのかな、地域団体だとかがあります。また、自治会というものも多くあります。そういう中で他のふるさと納税とか見ると、こういうNPOだとか自治会、地域団体、ボランティア団体などに使いますよという項目を掲げている指定用途に、こういう今言った自治会、地域団体、NPO、ボランティア団体の主体的な地域づくりの事業を応援しますというような項目で掲げている町も多くあります。ですから私は、こういう項目を掲げた上で八つになるのかもしれませんが、にした上で、そこに集まった寄附に関しては、よりそういう団体のところに使えると思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 岩渕企画課長。

○企画課長(岩渕博司君) ふるさと納税の指定用途の関係ですので、私のほうからご答弁させていただきます。この指定用途につきましては、4年前でしたか、大きく改正をさせていただきました。個別ではなくもうちょっと広い意味での項目ということで7項目に分けさせていただいて、以下の承認を得たところでございます。今後もまだこの制度を続けていく中でそういうような問題ですとか課題が出てくるようであれば、指定用途等も含めた寄附の目的の項目については検討

させていただきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 14番、池田君。

○14番(池田一也君) 今回は去勢、避妊のことで言ってますからあれですけど、私はこういうのは明確化にしたいほうが町長だって振り分けやすいと思うんです。今、町長が特に認めるものみたいな感じであるから、そこからどう振り分けましょうか、基金に1回積むとしてもね。でも、もっと細分化というかそういう、繰り返しになるから言わないけども、自治会ははじめそういうところにお使いくださいというそういう用途を持った項目を設ければ、より、この犬・猫のこともそうですけども、他の色々な団体が使いやすくなるのではないのかなと思うんです。だからそれを言わせていただきました。

ガバメントクラウドファンディングですけども、これは、聞きなれない言葉。私も聞きなれない言葉でした。例えば、こういう一つのテーマを決めるわけですよ、今回みたいに。避妊と去勢、これをやりたいんだということで行政がやるガバメントクラウドファンディングをやっている町は道内にはないけど、全国的に見るとあるんです。長野県の千曲市という所は飼い主のいない猫の、要は野良猫という意味だと思いますが、飼い主のいない猫の繁殖を防ぐために、このガバメントクラウドファンディングを導入して目標金額100万円だったんですね。そしたら、あっという間に集まって、今、150万を超えて達成率150パーセントだそうです。というように、こういうものもぜひ考えるべきではないですかと。あまり長々質問したくないので、さらに、このガバメントクラウドファンディングはさらに発展して、今は広域連携のガバメントクラウドファンディングというまで話は進んでいます。これは、ふるさとチョイスのインターネットですぐ見れます。要するに、同じ地域というか、課題を抱える町が集まって、一つの課題解決のために寄附を募ると、こういうものです。例えば去勢、避妊で言うと、今は広域連携で五つの町、そういう去勢とか避妊に対して共通の課題を抱える五つの自治体が参画をして今これをやっています。今、目標金額が6,100万円だったのが、今もう既にそれを超えるだけの寄附が集まっています。ということで、私、何を言わんとしてるかということ、犬・猫の去勢という課題を多く抱えている町だとか、こういうこと広域も含めたクラウドファンディングでやるべきだと思うし、今行政としてなかなかいろんなところに手が出せない財政的なこともあってという中で、こういうことで資金というか活動費を集めるということが今この時代必要じゃないですかということをお願いしたいんです。なかなか財政厳しければ、他で賛同いただいた方からの寄附を募って寄附していただいたその目的に沿ってそれを新ひだか町のために使っていく、こういうことが今必要ではないかなと思うんですけども、いかがですか。

○議長(福嶋尚人君) 坂総務企画部長。

○総務企画部長(坂 将樹君) ふるさと納税ですとか、今、いろんなお話いただきました。それで、こういうペットの去勢ですか、これの費用の部分については、先ほど言ったとおり全部の団体ではないですけども、自治体の方がやられている団体だとか私どももいろいろ調べさせていただきましたけれども、例えばNPO法人独自がクラウドファンディングをやられている団体等もあると思います。ですから、そういう手法として例えば、そういう団体の方がクラウドファンディングをやられることに対して自治体の方は側面からこういう団体がこういう事業クラウドファンディングをやってますよという周知をする手助けをするというような形もあるかと思います。ですから、いろんな手法があると思いますので、それらについては今否定をするわけではないです

けども、町が必ずしも前面に出てということではなくて、いろんな手法もあると思いますから、そこらへんについては担当となる住民福祉部のほうとも協議をさせていただきながら、どういう手法があるのかというのは、研究はさせていただきたいと思います。ただ、今の時点では町のほうで独自にふるさと納税を使ってだとか、町のほうが表に出てクラウドファンディングをやるといふ考え方については現在のところ持ってないということで、お答えをさせていただきたいと思います。

○議長(福島尚人君) 14番、池田君。

○14番(池田一也君) 犬・猫の去勢、避妊のことについては、今、部長の話だったんでしょうと。ただ、町長にぜひ伺いたいのは、やはりこういう活動資金もなかなか捻出できない中、そういう団体、良いことをやっている町のためにもやっているさまざまな団体に対してだとか、あとは町が抱える問題、やはりこれは今後考えなければならぬことではしょうと。私も犬・猫の避妊の質問をしてちょっと広げすぎだなどは思いますけども、町長、どうでしょうかね。今後、いろんな場面を想定して、この広域によるガバメントクラウドファンディング、これは、今後町としても有益なことが多いと思うんですが、今、部長の中の答弁にも一部あったんでしょうけども、さらに町長のお考えをお聞かせ願えればと思います。

○議長(福島尚人君) 町長。

○町長(大野克之君) ガバメントクラウドファンディングということでございますけども、私は町政を執行していく上で基本的には町の町税なり地方交付税なり、一般財源の予算の規模の中でしていくのがこれは基本だというふうに私は思っております。その上において、今ご指摘のように特定の課題に対していろんな手法を講じて資金を集めるということは、これもまた有用なことだというふうに考えているところでございます。ただ、その有用なこのクラウドファンディングのようなものについては、むやみにその道を探るということではなくて、あくまでも町にとって重要なもので皆さんの賛同が得られるようなもの、そういうものに特化したような利用が良いのかなというふうに思っています。それがまさにクラウドファンディングが成功する秘訣ではないのかなというふうに思っているところでございまして、今回の犬・猫の避妊、去勢に関わってクラウドファンディングをすべきではないかということについて、私から答えることは差し控えますが、基本的にはそのような財政運営あるいはクラウドファンディングの利用を考えていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長(福島尚人君) 14番、池田君。

○14番(池田一也君) 終わります。ありがとうございました。

○議長(福島尚人君) 暫時休憩いたします。午後1時再開いたします。

休憩 午前11時29分

---

再開 午後 1時00分

○議長(福島尚人君) 休憩前に引き続き、一般質問を継続いたします。

13番、建部君。

[13番 建部和代君 質問者席へ?]

○13番(建部和代君) 通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

町長の政治姿勢について一つ、町政に臨む基本理念と基本政策の町政運営の透明化についてお

聞きいたします。

まず、4月に当選されてから早8カ月が経ちました。本年6月に町長の所信表明で町政に臨む基本理念と基本政策6項目1、町政運営の透明化などが全町民に向けて発表されました。町民は新たな気持ちでどのような町政運営をされるのか興味と期待を持っているのではないのでしょうか。

そこで、町長の基本政策の1点目は、一人ひとりの声を大切にする開かれた町政の実現についてです。町政運営の執行にあたって、町民一人ひとりの声を大切に、町民の皆様にはどういうニーズがあるのか。この事務事業は誰のため、何のためか。寄与に対して効果はどうか。行政と民間の役割はどうかなど、今一度しっかり考え、これまでの慣例に甘んじることなく普段の見直しを行い、効率的且つ効果的な町政執行に努めていく。また、町民の皆様に対してもわかりやすい言葉でしっかりと説明しながら住みやすい町の行政サービスを町民の皆様と一緒に築いていきたいと考えておりますとのお話をされております。

そこで、一つ目の質問に町政運営の執行にあたって町民一人ひとりの声を大切に、また、町民の皆様に対してもわかりやすい言葉でしっかりと説明しながら住みやすい町の行政サービスをとありますが、町長の思いを職員と共有するためにどのような形でどのような手法で取り組んでおられるか、お聞きいたします。

二つ目に、財政の概要につきましては、これまでも町広報誌、ホームページをとおして公開しておりますが、行政に求められる財政運営の見える化に努め、町民の皆様へ誰もがわかりやすい言葉や内容で情報発信を行い、より丁寧に説明責任を果たしていきたいと就任時の所信表明で述べられておりますが、就任から8カ月が経ちますが、いつどのような形で実現しようとしているのかをお聞きします。

大きな二つ目、乳幼児健診における小児がんの早期発見について。

まず一つ目、小児がんの早期発見の取り組みについて。

国の小児の死亡原因の第一はがんとなっています。小児がんの患者と家族は、発育や教育への対応など成人のがん患者とは異なる課題を抱えています。小児がんの発症数は年間 2,000 から 2,500 人と少ないが、小児がんを扱う医療施設は全国に 200 程度しかなく、多くの医療機関では小児がんに対する医療経験の乏しい中、小児がんの患者は適切な医療を受けられないことが懸念されています。国では昨年より全国 15 カ所に小児がんの拠点病院を指定し、質の高い医療の提供と相談体制の充実を図っています。そこで町は、小児がんの早期発見にどのような取り組みを行っているか、お聞きします。

二つ目、当町では網膜芽細胞腫の早期発見の具体的な取り組みについて、小児がんの中に網膜芽細胞腫という目のがんがあります。発生は、出生時1万5千から1万6千人に1人と大変少ないのですが、このがんは5歳までに95パーセントが診断されており、その多くは、家族が子どもの目の異常に気付き受診に至っていることで、素人でも病気に気付きやすい小児がんとのことです。網膜芽細胞腫は、腫瘍が眼球内にとどまっている場合は眼球を摘出しないで可能な限り残す方針で治療することが多く、そのためには早期発見が非常に重要と言われております。最近、発見が遅れ、眼球を摘出しなければならないという事例がありました。道内の子どもの体験なんですけれども、A子ちゃんは乳幼児健診では全く気付かず、1歳の時、片目だけが光っていることにお母さんが気付き、小児科のドクターに相談したがわからず、眼科に行っても地域の大きな病院に行ってもわからず、最終的に北大病院に行き、検査を受けて網膜芽細胞腫と判断したそうで

す。この間、約1カ月半、病名がわかった時は既にステージ4まで進んでいて、お母さんのショックは大変なものでした。北大に入院し、抗がん剤を受けましたが、最終的には脳への危険性があると判断され、初めてのお子様で女の子でしたが、命には代えられないと断腸の思いで決断し、眼球を摘出して義眼となりました。手遅れの代償があまりにも大きい病気です。一般的には、親が異常に気付いても、何だろうかと思っているうちにあっという間に2、3カ月が過ぎてしまい、乳幼児健診でも相談しても、もう少し様子を見ましようと言われたことがあり、病気が進行してしまうことが多いこと。また、子どもの病気なので、眼科ではなく小児科にかかってしまうことも多く、症例が少ないため、斜視と間違われて手遅れになることも多いとのこと。そこで当町では、網膜芽細胞腫の早期発見の具体的な取り組みはどのようにされているかをお聞きします。

これで質問を終わります。ご答弁よろしくお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) 町長。

○町長(大野克之君) 建部議員からのご質問の私の政治姿勢についてご答弁申し上げます。

まず1点目でございますけども、私の思いを職員と共有するためにどのような形、また、どのような手法で取り組んでいるのかということでございます。思いを共有するには、やはり対話なんだろうなというふうに思っているところでございます。対話を通じまして、今の状況ですとか、互いの思いを知り、今後に向けた目標を立て、その実現に向けて対策、そして行動をします。何事もこの繰り返しだろうというふうに思うところでございます。そこで、どのような形でどのような手法でということでございますが、何か特別な手法を用いるようなことは特段考えてはございません。協議すべき案件が出てくればその都度関係職員が集まって話し合うという、ある意味当たり前のスタイルで進めていきたいというふうに考えてございます。まだ就任して1年も経っておりませんので、仕事の打ち合わせなどの際には少し時間をいただいて、雑談なども含め互いの人となりを理解し合う良い機会と意識しながら協議をするなど、そのような中で私の考え方も理解していただいた上で、町としての方針や考えを持って町民の皆さんや関係団体等とも必要な対話をしていけるような関係を作っていきたいと、このように考えてございます。

次に、2点目の財政運営の見える化とわかりやすい情報発信についてでございますが、本年6月の第4回議会定例会におきまして申し上げました所信表明では、町政に望む基本理念と六つの基本政策をお示しさせていただきましたが、基本政策の1点目、町政運営の透明化では一人ひとりの声を大切にす町政を実現しますとしておりまして、その方策の一つとして財政運営の見える化に努めることとしております。これは、基本理念の中にあります町民の皆様みずからがそれぞれの立場で町政に感心を持っていただき、新たなまちづくりに積極的に参加していただくことが、開かれた町政の実現の第一歩であり、このことによりましてお互いの立場を理解、尊重することに繋がるものと考えております。そのためには、住民と行政の情報共有が不可欠なものとなりますが、情報共有のために行政が発信する情報は誰もがわかりやすい言葉と内容でなければならず、より丁寧な情報発信を行い、説明責任を果たすことが非常に重要であると認識してございます。

ご質問のありました実施の時期ですとか、実施の内容につきましては、いつの時期に何を具体的にいうことではなく、日頃から町民の皆様へ情報を発信する際には相手の立場に立ってわかりやすい言葉や内容で伝えることに心がけ丁寧にご説明していくことを続けることで、新たなまちづくりが切り開かれていくものと考えているところでございます。

これまでの取り組みについて申し上げますと、6月議会定例会におきます補正予算、いわゆる肉付け予算の成立後の広報の8月号におきましては平成30年度予算の概要を掲載させていただきました。その内容は、町民の皆様から町予算や財政運営を少しでもわかりやすく身近に感じていただけるよう工夫を施したところがございます。また、今回、議案とともにお配りさせていただいております新ひだか町財政事情説明書は、従来から条例の規定に基づきまして毎年6月1日と12月1日に公表しておりますが、予算や決算の状況など本町の財政運営の概要を記載したものとっております。また、予算の具体的な支出内容の見える化や透明化も重要なこととございまして、町長交際費の使途に関しまして本年4月から毎月、町のホームページ上でその内容を掲載しているところがございます。

今後におきましては、例年、町の広報誌においてお知らせをしております年度ごとの決算報告を活用いたしまして、町民の皆様から納めていただいております大切な税金の使い道をわかりやすくお伝えするため工夫するよう指示しておりますし、特に、建部議員もご存じのとおり平成29年度の赤字決算となりました国民健康保険特別会計、簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計、介護サービス事業特別会計及び企業会計でございます病院事業会計につきましては、今後も厳しい運営が続くことは必至でございますが、経営状況や税を財源といたします一般会計からの繰出金につきましても順次、町民の皆様がわかりやすいものとなるよう、その表現について随時見直しを進めてまいりたいと思っておりますし、町民の皆様にも厳しい財政運営の状況を知っていただき、その上で財政健全化と安定した財政運営に向けました新規事業を初め、拡充ですとか縮小、廃止あるいは民営化、譲渡などあらゆる取り組みに対してご理解をいただけるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をたまわればというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長(福嶋尚人君) 上田健康推進課長。

○健康推進課長(上田賢朗君) 私からは、大きな二つ目、乳幼児健診における小児がんの早期発見についてご答弁申し上げます。

小児がんの早期発見の取り組みについての1点目、当町の小児がんの早期発見にどのような取り組みを行っているのかと、2点目の網膜芽細胞腫の早期発見の具体的な取り組みはどのようにされているのかにつきまして関連がございますので、あわせてご答弁いたします。

小児がんは、国立がん研究センターの文献によりますと、年間2千人から2千5百人の子どもが小児がんと診断され、子どもの1万人に約1人の割合、網膜芽細胞腫につきましては1万5千人から1万6千人に1人の割合と言われてございます。また、子どもの死亡原因を年齢別に見ますと、4歳までは先天異常が死亡原因の1位ですが、それ以降は、事故等の不慮の事故以外の原因を除けば、がんが死亡原因の1位とされています。このようなことから、国では平成24年6月にがん対策推進基本計画において重点的に取り組むべき課題の一つとして新たに小児がん対策が明記され、小児がん拠点病院を整備し、中核的な機関の整備を開始するとの目標が挙げられたところでございます。

このがん対策の視点と子育て支援を含む母子保健の推進を目指し、母子保健法に基づいた1歳6カ月時と3歳児健診を初め、乳児期の各時期に健康状態等を把握するため、当町では4カ月、7カ月、12カ月時期に乳児健診を実施してございます。健診には、医師、保健師、管理栄養士、

歯科衛生士など各分野の専門職が従事し、問診票や子育てアンケートを活用した問診を行い、その問診場面はもちろのこと、会場内での様子を見る観察、さらに医師の診察と判定が行われ、これら問診、観察、診察、判定に基づき保健指導が行われ、終了後にはカンファレンスで個別ケースの状況や支援の方法などについて保健師などの関係者で情報を共有してございます。診察の場面では、医師が乳児期と幼児期の各時期にあった疾病のスクリーニング項目である発育不全を初め、栄養の過不足や皮膚疾患や貧血、慢性疾患、先天性の奇形や代謝異常、目、耳の聴力、視力異常や歯科的異常の有無、そして、虐待の身体所見の有無などのさまざまな項目にわたって確認を行います。

また、ご質問にあります網膜芽細胞腫は、眼球内の網膜に発生する悪性腫瘍ですが、網膜に腫瘍ができると視力が低下しますが、乳幼児はまだ物が見える見えないという状況がよくわからず、その状況を伝えられないことから、母親などが症状に気付いて受診するという場面も多くありますが、乳幼児にあっては、成人で実施しているがん健診というのがないことから、これらの一連の場面による診断により網膜芽細胞腫を含む小児がんの早期発見の取り組みとして網羅しているものと考えており、これまでと同様、今後においても、健診場面で保護者からの訴えに敬重し、個別の背景に寄り添った丁寧な聞き取りや観察と保健指導、そして医療機関をはじめとする関係機関との連携強化の体制が早期発見の取り組みであると認識していますので、これからも関係機関との連携を密に実施してまいりたいと考えてございます。

—以上、答弁とさせていただきます。

○議長(福嶋尚人君) 13番、建部君。

○13番(建部和代君) 一通り答弁いただきました。再質問に移りたいと思います。

先ほど、町長のほうから政治姿勢についてご答弁いただきました。基本理念も所信表明の中にありまして、和と輪を持って進めるまちづくり、その先にある環に向かってということで、本当にお互いの立場を理解し合うその環ということを行行政するということを含めて、二つ目には輪の心を繋ぎ合わせて手を取り、手を握り合う輪を作って、そしてその先には大きな環に向かっていきたいというお話もされておりますが、先ほど答弁していただいた1番大事なのは対話だと。私も本当にそれは大事な一点かなという思いではいるんですけども、対話を通してお互いの思いを知り合うというお話をされていましたが、そのとおりだと思うんですけども、職員との対話をする町長の思いを共有していく対話って大事だと言うんですけども、町長は、それは当たり前スタイルというんですか、何か先ほどお話されて協議すべき案件があれば職員とお話の中でとか、仕事などのいろいろ打ち合わせの中で職員と色々なお話をしながら自分のそういう思いを伝えていきたいとお話をしていただいたんですけども、本当にそれだけで多くの職員が町長の思いを共有して、住みやすいまちづくりの行政サービスがそういう形だけだったらできるのかなというのが、正直言って私はすごく不安なんです。やはりどこかで大変に創意工夫をしながらという部分で努力しながらというのは必要ではないかなと思うんですけども、例えば、一つの例なんですけども、いこいの家の件ですが、私もいろいろお話を聞いた中で町民の一人ひとりの声を大切に町民の皆様にはわかりやすい言葉で説明されてたんだろうか。最初、そして住みよい町の行政サービスをと言ってるんですけど、それは絶対できないのではないかなと。逆に、こういう町長の色んな町政の思いがあるんですけども、実際そういう流れでなくて行っていた一つの例なんですけども、町民にとってはすごい不審に繋がっていくのではないかなと私はすごく思います。そうい

う部分で、町長の思いが共有されていないのではないかと、伝わっていないのではないかなどすごく感じたんですけども、町長、その辺どのように受け止められたのか、ちょっと、町長の思いだけで構いませんのでお聞かせいただければと思うんですけども。

○議長(福嶋尚人君) 町長。

○町長(大野克之君) ただいま建部議員からご指摘がありました件につきましてですけども、そのようなふうに思われたということであれば、それは本当に私の不徳のいたすところでございまして、その件につきましては、後日ではございますけども職員のほうからきちんとした対応をさせていただいたところではございます。いずれにいたしましても、対話だけで済むのかどうかというお話でございますが、まずは人と人との繋がりでございますので、私は対話が重要だろうというふうに思っています。その対話も、決して高圧的なものではなくて、お互い年代に応じた職員もおりますので、その職員の役職ですとか、年齢にも踏まえた上でお互いに対話を通じながら人間関係を構築し、私の思う町政の実現に向けて努力をしていただこうというふうに考えているところでございます。

○議長(福嶋尚人君) 13番、建部君。

○13番(建部和代君) すいません。私も対話が重要だと思ってますし、別な形ということではなくて対話のやり方を工夫したらいいかなという思いでお話しましたので、誤解のないようにお願いします。

—それで、どうしてそういうお話を私がするかというと、今、町でいろいろ進めてますよね。施設の使用料や手数料等の見直し。受益者負担の原則に基づいて、今、すごい見直し作業が進められていると思います。また、平成27年12月に公共施設などの現状及び将来を見通してのファシリティアナジメントを行っているところだと思うんですけども、このことも大変現場では、やっぱり町民といろいろかかわって色んな話を聞きながら、また、意見も聞きながらお話をしていかなければならない時がくるのではないかなと思うんですよ。そういう時に、やはりしっかり町長が動き出してくれた町政のあり方を踏まえて本当にやっていかないと、先ほどの例などとあると、やっぱり町民って不審を抱くのではないかなと私は思いますので、このことについては今後誠実に町長が打ち出した町政の姿勢を本当にいろんな場面でわかりやすい言葉でしっかり説明いただいて、また、町民の声を聞き誠実に対応していただきたいなという思いで一般質問させていただきましたので、その辺よろしくお聞きしたいと思います。

あと、次にもう1点だけ町長、すいません。聞かせてください。

2点目、財政の概要なんですけども、これは町政運営に伴うものですから、やっぱり見える化が大事だということで、町としても町長が就任されてから広報などでわかりやすい言葉で書かせていただいていると。さまざま具体的にお話をしてくださっているんで、本当にやっていただいているのはよくわかるんですけども、その中で1点だけちょっと確認だけさせてください。

今回、町の新財政計画の評価、さまざまな29年度の計画の目標値と実績の増加要因や目標達成の状況など、自己評価したものを私たちもいただきまして勉強させていただいてるんですけども、この部分についてもやはり先ほど言った基本的に町広報、ホームページでは交際費などの内容を掲載されてるんですけども、このことについて、皆さんにわかるように見える化の実施をしていくという部分はどのような形で考えてらっしゃるか、ちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長(福嶋尚人君) 町長。

○町長(大野克之君) 今、評価の部分のお話をされたと思いますが、私が思っている見える化の一つの例としてお話させていただきますと、一般会計というものの中で我々が自主的に使えるお金はこれだけあって、そのお金はこういうところに使っていますと。その使い方の中で先ほどお話させていただきましたが、特別会計にもこれだけのお金を自主財源の中から出してますというような全体像を町民の皆様にはまずは知っていただきたいというふうに考えているところでございます。その辺の形につきましては、先ほどの私のほうからご答弁させていただきましたが、新たな形で今検討を指示してるところでございますので、29年決算ベースになろうかと思いますがその全体像を皆様にお知らせしたいというふうに思っているところでございます。評価につきましては、一定の書式の中で、一方、評価につきましては、求められてるものは書かれているところでございまして、町の財政プランに基づいた評価を実施評価してるところでございますので、必要であればその辺につきましても簡単に表記することについてはやぶさかではないのかなというふうに思っているところでございますが、現在は、お手元にお配りした評価をもって済ませさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長(福嶋尚人君) 13番、建部君。

○13番(建部和代君) 今後、町民に見える化という部分で、何かの形で町民の方にお伝えするという認識でよろしいのでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 町長。

○町長(大野克之君) さようでございます。それと、ちょっと付け足させていただきますが、先ほど決算の認定をしていただいたところでございますので、ぜひとも私どものほうからもわかりやすい資料というのは出したいというふうに思っておりますけども、できましたら議員の皆様にもご協力いただければ幸いかなというふうに思っているところでございます。

○議長(福嶋尚人君) 13番、建部君。

○13番(建部和代君) この2点で終わります、次の質問のほうに移りたいと思います。

先ほど、小児がんの早期発見の取り組みでご答弁いただきました。まず1点、町民に意識啓発としてどのような取り組みをされているのかなということでお聞きしたいんですけども。

○議長(福嶋尚人君) 上田健康推進課長。

○健康推進課長(上田賢朗君) 各種健診は町の広報ですとか、ホームページですとか、そういったものをおして、3カ月とか4カ月ですとかそういった時期に受けてくださいというようなご案内はしてございます。母子手帳がございまして、そういったところにも気になる部分チェックする項目ございまして、そういったもので気になったところについては随時ご相談を受けているというふうな体制を取ってございます。

○議長(福嶋尚人君) 13番、建部君。

○13番(建部和代君) 網膜芽細胞腫はもちろん、目のがんということで、これも含めてちょっと再質問に移るんですけども、早期発見の具体的な取り組みの中でまず大事なものは、意識啓発だと思って、この網膜芽細胞腫の子どもを持つ会ってあるんですよね。そして、そのポスターがあるんですよ。こういう目をしているとがんの恐れがありますから、ぜひ速やかに病院行ったりとかきちんと健診を受けてくださいというそういうポスターがあるんです。こういうポスターも、例えばいろんな健診の時だとかそういうところに張って、お母さん方にやっぱり意識啓発がすごく大事だと思うので、すべきではないかなと私思うんですけども、どうでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 上田健康推進課長。

○健康推進課長(上田賢朗君) そういった啓発物ですか、そういったものがあるのであれば、そういったものは掲示して啓発をしていきたいというふうに考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 13番、建部君。

○13番(建部和代君) 今現在ないので、張っていないという認識でよろしいのでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 上田健康推進課長。

○健康推進課長(上田賢朗君) 現在は張ってはございません。

○議長(福嶋尚人君) 13番、建部君。

○13番(建部和代君) ぜひ、網膜芽細胞腫の子どもを持つ家族の会「すくすく」と言うんですけども、ぜひ、問い合わせして、これも一つの子どもに対する早期発見のために、皆さんに意識啓発の一つになるのではないかと思いますので、ぜひ、お願いしたいと思います。

次なんですけども、当町で、先ほどお話してくださった乳幼児健診4カ月、7カ月、12カ月、3回と母子保健に基づいての1歳半と3カ月の5回といろいろ実施をされていますけれども、ある所ではお医者さんのお話だと、医者が診察された時というのは近視の時に本当に子どもってすごく泣いたり騒いだりするということで、なかなかきちんと診れない時もあるんだよというお話も聞いております。そういう部分で母子手帳見ますと、6カ月、7カ月のところに保護者の記録のところに瞳が白く見えたり黄緑色に光って見えたりすることがありますとかとかというそういう母子手帳に保護者の記録のところにあるんですね。それとともに注意事項がありまして、そのようなことがあれば病気の心配がありますのですぐに眼科の診察を受けましょうと書かれてるんですけども、その時に乳幼児健診の時にきくと保健師さんが問診をされると思うんです。どうですかというところ。その時に母子手帳と同じように、目の状況は例えば瞳が白く見えませんかとか、そういう黄緑色に光って見えたりしませんかという問いかけというのかな、そういうのが大事かなと私思うんです。何でもないですかというどういう書かれ方をしているか、ちょっと私はまだ確認はしてないんですけども、問診票の中にはそういうように聞くということではできないのかなと思ってるんですけども、それと同じようなことなんですけども、もう一つ母子手帳に、目の発達について1歳から1歳6カ月ごろが特にすごい発達が盛んな時期なんです。それで、そのところにも症状で瞳が白いだとか光って見えるなどの症状が見られませんかと書かれてるんですけども、町で持っています問診票には視覚の欄には、異常なし、視力障害(あり、疑い)、三つ目に斜視とだけなんです。そういうところにもやっぱりなかなかお母さんって聞かないと答えないというところもあります。そういう方もいらっしゃると思いますので、ぜひ具体的に瞳が白いだとか光って見えるなど、問診票に付け加えていただいて、お母さんに1度聞くという体制を取っていただけないかなと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 上田健康推進課長。

○健康推進課長(上田賢朗君) 手帳ですね。こちらのほうに3カ月、4カ月ごろに聞く項目にも目つきや目の動きがおかしいのではないかと気になりますとか、そういった目の反射の白く光ってないですかとか、そういった項目がございまして。こちらはお母さんが気になった時に、はいとかいいえで書いて、そういった機会の時に確認していただくというふうになってございますので、当然、問診ですとか会場に来た時にお母さんに心配なことないですかということは必ず聞くようにしてますので、そういった部分で耳を傾けて真摯に聞いていきたいというふうに考えて

ございます。当然、問診票の中にそういったもののチェック項目がございますので、その部分で確認をしていくというふうな体制を取っていきたいと考えてございます。

○議長(福島尚人君) 13番、建部君。

○13番(建部和代君) それで、そのとおり今までこれだと思ってしまうんですけども、私思うんですけども、お母さんって聞かないと話できないお母さんもきっと、いやおかしいかなと思いつつでもそういう質問がなければ、「いや大丈夫です」とかそういう答える方もいらっしゃると思います。それで、できれば具体的に聞いてあげてあげれば、そういえばということもありますので、そこら辺もぜひ検討していただければなという思いでおりますので、よろしく願います。

そして次、最後、電子媒体の活用なんですけども、今本当に子どものこういう症状というのは、異変に1番先に気付くというのは何と言ってもお母さんだと思ってしまうんですけども、子どもの病気から守るにはやっぱりお母さんへの情報の提供が1番大事かなって思います。

先ほど言った意識啓発も含めて、それでいろんなところで母親学級だとか健診の時にもこの小児がんについての情報を提供することも本当に大事ではないかと思ってるんですけども、平成27年度から子ども子育て支援制度がスタートされて、全国で多くの自治体では子育て応援アプリとって公開されています。子育て世代の多くの人々が利用されて、スマホを活用して時間や場所にとらわれず好きな時に好きな場所で気軽に子育ての支援の情報を取得できるようにとの考えから導入されています。

当町の健康推進課においてもアプリを通じて提供されているサービスがあります。私も読ませていただいているんですけども、健診だとか予防接種、子育てなどのさまざまなお知らせを配信されているんですけども、このお知らせ配信機能で網膜芽細胞腫等の小児がんについても情報提供することで意識啓発もさらに繋がっていくと思うし、また早期発見にも繋がるのではないかと私は思うんですけども、そういうことでそういう発信機能を使ってお知らせするというのはぜひお願いしたいと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長(福島尚人君) 上田健康推進課長。

○健康推進課長(上田賢朗君) 情報発信は当然できる部分ではやっていきたいと思っております。ただ、技術的にどこまでできるのかという部分の問題もあるんですけども、この網膜芽細胞腫以外にも小児がんはいろいろありますので、そういった部分も含めて整理した中で発信できる部分から対応していきたいというふうに考えてございます。

○議長(福島尚人君) 13番、建部君。

○13番(建部和代君) そこはお願いしたいと思います。道内では小樽なんですけども、失明に繋がる目の小児がんということで網膜芽細胞腫の早期発見、治療を受けるために市のホームページにも情報提供をされてスタートされました。それもすごいなと思ったんですね。ホームページで、そして病気の概要や乳幼児の症状例など詳しく示されて、また、目の健康チェックシートもダウンロードできるほか、小児がんの治療を行う拠点病院なども記載されているという話もありますので、もしそこまでいくとすごく嬉しいんですけども、まずとりあえず健康推進課のほうでお母さん方に早期発見できるような情報提供をぜひしていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○議長(福島尚人君) 要望ですか。

○13 番(建部和代君) 要望でなくて、意見として。要望ではないです。

そういうことで、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(福嶋尚人君) 説明員入れ替えのため暫時休憩します。そのままお待ちください。

休憩 午後 1時40分

再開 午後 1時41分

○議長(福嶋尚人君) 休憩前に引き続き一般質問を継続いたします。

次に進みます。

12 番、畑端君。

[12 番 畑端憲行君 質問者席へ?]

○12 番(畑端憲行君) それでは、通告に従いまして私は2件の質問をさせていただきたいと思っております。

まず1件目は、三石葬斎場の今後のあり方についてでございますけれども、最初に、大変申し訳ございません。三石葬斎場の葬斎という字が間違っておりました。正しくは、書斎の斎ですか。斎で訂正願いたいと思います。また、質問の用紙にも何か所かございますので、訂正願いたいと思います。

それでは、1件目の三石葬斎場の今後のあり方について質問いたしますが、この三石葬斎場につきましては、他の施設と同じくファシリティマネジメントの中で検討されている最中ですので、ここでの質問はできるだけ避けたいと思っておりますけれども、地域としては大変重要なことですので、経緯を含めてお聞きしたいと思います。それで、町の方針では大規模改修等が必要になった時点で三石葬斎場を廃止して静内墓苑と統合したいということでございますが、改修費用等の大きさだけで廃止又は統合は、三石地区の町民の皆様にとって非常に大きな問題でもあるとらえてございます。その点、町長は三石葬斎場の今後のあり方についてどのように考えておられるのかお伺いしたいと思います。

次に、2点目は三石第二簡易水道の再三の濁りと断水等についてでございますが、去る9月29日に本桐地区の住民より水道水の濁りの通報から始まりまして、梟舞川一円、梟舞、美野和、本桐、歌笛そして川上の615戸で水道水が濁ったり、断水の繰り返しがおおよそ1カ月間断続的に続きました。その復旧には11月1日までかかったようでありまして、次の点についてお伺いしたいと思います。

一つ目として、長期間にわたる再三の濁り、断水の原因は何か。また、今後も発生することは考えられるのかどうかをお伺いします。

そして2点目は、住民に対して水の濁りや断水、給水所の開設の情報は適切に行われたのかどうかをお伺いしたいと思います。

そして三つ目は、平成29年の4月より上下水道課体制は三石庁舎から静内庁舎に移行配置されまして、三石庁舎では地域振興課内で上下水道課の業務を兼ねて行っているわけですが、上下水道課に関する技術者を配置しての業務を行っているのか。また、今後も今回のような断水等の対応に処理できる体制が組まれているのかどうかお伺いしたいと思います。

以上、2件の質問をいたします。ご答弁の程よろしくお願いたします。

○議長(福嶋尚人君) 川上町民福祉課長。

○町民福祉課長(川上康德君) 畑端議員のご質問の三石葬斎場の今後のあり方について、私からご答弁させていただきます。

三石葬斎場は、昭和 44 年の建設以来、昭和 56 年の増改修工事を経て、平成 2 年には火葬炉の改修、その後も適宜修繕を行いながら維持管理を行っておりますが、建設から 49 年、増改修工事からは 37 年が経過していることから老朽化が大きな課題となっております。このことに加え地域の人口減少や静内地区でのセレモニーホールの利用数が増えてきており、三石葬斎場を利用する件数は 8 年前の 64 件から平成 29 年度には 24 件と大幅に減少しております。今後においてもこの傾向は続くものと推察されるところでございます。

現在、当町には 2 カ所の葬斎場がありますが、いずれも建設時から相当の期間が経過し、老朽化による修繕への対応が課題となっております。今後、両施設を維持管理していくためには多額の財源が必要となるもので、現在、町の財政状況からも両施設に大きな経費をかけて維持することは困難な状況となっております。

そこで、今後の選択肢としては新たな施設の建設かどちらかの施設に集約し維持していく手法が効果的、効率的であると考えられるところでございます。これらの状況も踏まえた中で三石葬斎場については、今後大規模な改修は行わないこととし、当面は現施設を適切に管理しながら維持管理を行ってまいりたいと考えておりますが、大規模改修等が必要になった時点あるいは使用不能になった場合には、施設を休止し 1 カ所に集約する方針としてございます。

—以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長(福嶋尚人君) 野本上下水道課長。

○上下水道課長(野本武俊君) 畑端議員からの三石第二簡易水道の再三の濁りと断水等についてのご質問の 1 点目、長期間にわたる再三の濁り、断水の原因は何か。また、今後も発生することが考えられるのかについてご答弁させていただきます。

三石第二簡易水道の水道管の漏水及び断水に関する経過であります。9 月 29 日の夜に本桐地区の住民から水が少し濁っているとの連絡があり、翌日の 9 月 30 日にはみついし昆布温泉蔵三の受水槽が濁っているとの連絡を受け、受水槽の清掃を行っております。当初は水道利用において急激に水道管内の水が動いたことにより水道管内に付着していたミネラル分等が剥がれ、蛇口から出ているものと考え、濁りが発生している配水管ルートで排泥作業を行うことで徐々に濁りが無くなりましたが、10 月 6 日、福畑地区の配水池から約 20 メートルほど下流の斜面において直径 200 ミリのダクタイル鋳鉄管の継ぎ手部が外れ、漏水が発生したため、復旧修繕を行うとともに、排泥作業を 10 月 12 日、13 日に継続して行うことで濁りの解消が図られたところです。

その後、10 月 26 日、27 日と続けて配水池の建設カ所の継ぎ手部分で漏水が発生し、その都度緊急体制で復旧修繕を行いましたが、10 月 28 日に配水池から約 35 メートル下流の斜面の最下部から新たな漏水が確認され、斜面に敷設されている配水管継ぎ手部からの漏水が引き続き発生する危険があるため、既設管での復旧修繕を断念し、斜面部沿いの地上に水道配水管用ポリエチレンパイプ約 70 メートルを仮設の配水管として設置し、排泥作業を行った後、11 月 1 日に水道水の回復についての文書を全戸に配布したところです。その間、地域の水道利用者の皆様には長期にわたり大変なご不便をおかけしました。

ご質問の水道水の濁り、断水の原因といたしましては、先ほど経過説明の中でお答えしたように、水道利用により急激に水道管内の水が動いたことや、9 月 6 日に発生した北海道胆振東部地

震とその後の数回の地震及び台風 24 号による降雨等さまざまな要因が重なり、水道水の濁り、配水管の離脱が発生したものと考えております。

現在、仮設配管をした水道配水管用ポリエチレンパイプは、管と継ぎ手部が一体強度となるものですが、既設の鋳鉄管との接続部分や前後の既設管は斜面の地盤変動によりいつ漏水するか余談を許さない状況であり、早急に地盤変動の影響の少ない安全なルートで本復旧を実施したく、本議会で上程する 12 月補正予算案で委託費及び工事請負費を計上しておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

次に、ご質問の 2 点目、住民の方に対して水道の濁りや断水、給水所の開設の情報は適切に行われたのかについてご答弁させていただきます。給水所につきましては、最終的には本桐生活館、本桐第 1 会館、歌笛総合住民センター、梟舞生活改善センター、美野和生活館の 5 カ所に開設しておりますが、本桐基幹集落センターに給水所を設置したのを最初に 10 月の 3 日、4 日、6 日、7 日、9 日に広報車により給水所を開設している旨案内を行っております。

また、10 月 5 日には歌笛、本桐、梟舞、美野和地区の水道利用者の皆様に水道水の濁り等の発生と対応についてのお知らせ文を全戸配布し、10 月 11 日には再度水道水の濁り等の発生と対応について第 2 報でございますがこれを全戸配布しております。給水所開設の情報とあわせて水道本管の漏水発生について情報提供させていただいております。

給水所開設情報の周知につきましては、広報車や周知文書の配付により可能な限り周知活動を行ったと考えておりますが、10 月 6 日及び 10 月 26 日から 28 日の漏水箇所発見時は、配水池に近い箇所で大漏れしていたことから緊急的に断水を行わなくてはならなかったため、連合自治会や単位自治会長宅へ訪問しての協力依頼による周知も行いましたが、断水後の周知となってしまう地域も一部ございました。

また、10 月 26 日から 28 日の数度の断水につきましては、給水所開設情報の広報に努めるとともに、10 月 29 日、歌笛総合住民センターにて経過と今後の対応策についての説明会を開催させていただきました。

復旧に向けての情報の周知及び給水活動につきましては、地域振興課を初め消防署、三石庁舎、静内庁舎の職員の協力を得て、断水当時はできる範囲での最大限のことを行ったと考えておりますが、広報車の声が聞こえない、広報車だけではなく文書を配布すべきなどのいくつかのご指摘も受けておりますので、今後の教訓を次回以降いかしていきたいと考えております。

次に、ご質問の 3 点目についてご答弁させていただきます。三石庁舎の地域振興課では上下水道業務に関して主に水道の開閉栓業務及び各家庭の給水管などの漏水等の初期対応等を行っており、上下水道に関する技術的な業務については上下水道課技術職員に連絡をする体制を取っております。上下水道課の技術職員は現在静内庁舎に集約し、静内、三石両地区の上下水道施設の対応を 5 名で行っております。三石、静内地区を問わず、今回のように主要な水道管の漏水による大規模な断水、給水活動が長期に及んだ場合、十分対応できる人数とは言い難いですが、今回のように他の部局の職員の協力をいただくことで対応可能と考えております。

また、水道、下水道施設の緊急時の対応につきましては、町職員の連携による支援はもとより災害対応を含め地域協力企業と情報共有しながら対応してまいりたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長(福嶋尚人君) 12 番、畑端君。

○12 番(畑端憲行君) ただいま 2 件に対するご答弁ありがとうございました。

それでは、何点かの再質問をさせていただきますが、まず 1 件目の三石葬斎場の今後のあり方についてでございますけれども、地区全体というか地域全体で使っているもの、そういったことに対する施設については、まず、施設の存続、廃止を決めるにしましても、その施設の今までの背景というものを知っていただいて、それをどうするかということを決めなければならないと私は思っているのですが、この三石葬斎場につきましてはいろいろ知っての上での方針を出されたと思っておりますけれども、私を知っている範囲内で述べさせていただきたいと思いますが、そして再質問させていただきたいと思えます。

三石葬斎場につきましては、昭和 40 年代の前半までに旧三石町では旭町にある三石葬斎場、火葬場ですか、それと、今、歌笛墓地付近にあった歌笛の火葬場の 2 カ所で運営しておりました。その後、昭和 45 年ごろですか、旭町の共同墓地内に重油燃料式火葬炉を設置しまして、歌笛火葬場は地域の反対があったにもかかわらず理解をしていただいたというか、反対があったものの理解を得まして、この歌笛火葬場は廃止された経緯がございます。

また、平成 12 年から 13 年にかけて、今現在利用されている旭町の葬斎場につきましては、今利用されている休憩室を増築又は近くの敷地を借りまして、食事をとれる休憩室の建物を計画していたのですが、民地の購入あるいは民地の借り上げの承諾が厳しくて、計画を断念してやった経緯がございます。結局、今のこの施設で何とかということで住民の理解で落ち着いて今現在行っていると、そういう経緯がございます。

こんなことがありまして、旭町にある今の葬斎場を利用する三石地区の住民の皆さんにとっては大変必要であり、先ほどから言ってるように、財政上は大変厳しいということは痛いほどわかりますけれども、この三石火葬場を廃止して、三石から見れば遠くにある静内の施設に統合するという、そういった町の方針には大変難しく困難があるのではないかというふうに思います。

先ほど答弁の中で三石火葬場の利用件数が 8 年前といたら平成 21 年ぐらいですか、8 年前が 64 件そして平成 29 年は 24 件と大幅に減少していますよという話があったんですけども、これらも亡くなられた方が何人いるのかどのぐらいいるのかということも調べた中で判断して減少しますよ、減少してますよと言ってるのかどうかわかりませんが、そういったことも考える余地があると思います。いろいろ地区住民のことを考えた場合に、そして二町が合併した時の背景を考えた場合にどのように思うのか、その点、まずお聞きしたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 川上町民福祉課長。

○町民福祉課長(川上康德君) 今のご質問のまず初めに、件数のことをちょっと説明させていただきます。8 年前、平成 21 年、64 件ということで説明させていただいたんですが、その時の三石地区の死亡者数で言いますと 71 件。71 件と 64 件を比較しますと約 90 パーセントの利用ということでした。ちなみに、平成 29 年につきましては 24 件の利用でしたが、死亡者数で言いますと 56 人、利用率で言うと 42 パーセントという状況でございます。この差は主に静内地区のセレモニーホールで利用されて静内の火葬場の利用が増えたものであるというふうに推察してございます。

次に、三石を廃止して静内との統合についてどういうふうに思われるかということですが、畑端議員が先ほどおっしゃられたことは十分承知してございまして、理解はしてるんですが、財政状況とそのほかに利用数の減少、こちら辺を含めて総合的に勘案した結果、そ

ういう方針とさせていただいてございます。

以上です。

○議長(福嶋尚人君) 12番、畑端君。

○12番(畑端憲行君) 利用人数につきましては、今言ったように死亡者の関係もありますので、これは流動的で何とも言えないんですけども、確かに人口も減少していますからそういう傾向があると思いますけども、それだけで判断を決めるというのはいかがなものかと思います。

それで、もし静内葬園と統合した場合、三石地区住民の負担が大変大きくなっていくということも考えていかななくてはならないと思います。そしてまた、こちらのほうに移すことによって地域の経済の衰退にも私は繋がってくるというふうに思って、いろいろな分野でかなりの影響があると私は思っております。今のような地区、あるいは地域全体が利用する施設の場合には、強引とは言いませんけども、ファシリティマネジメントの中で決めるということではなくて、そこら辺は十分それらのことを加味しながら考えていかなければならないと思いますけども、その点いかがでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 本庄副町長。

○副町長(本庄康浩君) おっしゃりたいところは十分よくわかってご答弁申し上げるんですけども、これは合併前からこの財政状況になった経過を含めて考えていくと、合併の効果って何ぞやという時にファシリティマネジメントの今のお話も出ましたけど、総論的にはみんなご理解してくれるんです。集会施設のこともそうですし、合併したんだからお互いに地区がちょっと遠くなるけども何とか一つの施設にして利用していこうとか、経済効果が出るような効率的な運用にしましょうとかというところを文言で総体で申し上げますと必ずご理解はいただいて、当たり前だよなというような言い方をされます。

ただ、各論になってこの施設を将来的に一つにしましょうとなった時には、いや、なくすのは困る、うちは1番あとにしてくれ、必ずそういうふうになります。

ただ、今の財政状況が財政状況がという言葉としては厳しいですけども、これをこのまま引き続き、特にファシリティマネジメントなんていうのは典型的な例で、将来に向けて増改築あるいは建て直しする施設かどうかという判定を、今、させていただいているわけです。ですから、一つの区域に集会施設が三つも四つもあっても、そこそこの人たちは俺使ってるぞと、年に2回ぐらい使ってるんだから使ってるんだというのを皆さんそうおっしゃるのを聞いていたら何百億というお金がかかるという試算もしてご説明させていただいております。ですから、どこかで決断していただくというか、我慢していただくというか、どうしてもやらなければならないことはあると思います。あったらいいんだよというのは私も答弁で再三申し上げておりますけれど、あればいいということはなかなか今現状我慢していただくしか、交付税の減少、税の減少、人口が減少するということは税が落ちていくのは連動していますから、納税する方々が減っていくわけですから。ですから、そういう中でも何とか行政サービスを最低限でも守っていかなければならないというのが現状でございまして、確かにここを残してくれという気持ちは十分わかるんです。ですから、残してあげたいし、皆さんにそういうこといろんな言われることというのはしてあげたいんですけど、どこかで我慢しなければ新しいことがどんどんどんどん出てきます。今、最近のあれで変な話になりますけど、無償が何かだというのは新たに出現するんです。ですから、このお金、今でも赤字なのに、10億近い赤字なんですよ。それにそういう新しい制度が

出てくる。それじゃあ、それどこから持ってくるの。だから、もしも残すのであれば、こういうお金を出して使ったらどうだというご提言までいただかなければ、ああそうですね、そういうことは残したほうがいいですね、ということにはなかなか現状ならないということをご理解をいただきたいくて、ちょっと雑駁なご答弁になりますけれど、葬斎場だけ一つを申し上げてるのではないです。全体でお考えいただきたいなど。そして、住民の方々にこれは何とか我慢できる施設ではないですかということをご説明も一緒にしていただきたいなどということ併せて申し上げておきます。

○議長(福嶋尚人君) 12番、畑端君。

○12番(畑端憲行君) 私は今、斎場の質問をしていますからそれに絞っているんですけども、確かに、例えば生活館、ここには基幹集落センター、ここには生活改善センターがありますよ。そういうのはやっぱり、考える余地はあります。そういう所をまとめるというのはありますけども、今言ってるのは、ずっと昔から少なくとも今、三石地区は4千足らずの人口ですけども、そこにあったその人達がみんなここで使っているものについてはそういった生活館とはまた別に違って、別な角度から考えていかなければならないなというふうに私は思っている話をしてる訳です。それで、ちょっと視点変えますけども、10月の中旬に三石地区協議会に町長も出席しました。その時に提案されたと思っているのですが、町長の方針である三石火葬場は廃止して静内葬園に統合したいという説明をされたようでございます。そういった説明をしたんですけども、ただ、先ほどの答弁の中で今後の選択肢というのは地区協議会では出されてなかったと思うんです。私は、出されたら地区協議会の委員から聞いてみせんけども、それはどうなるかわからないですけども、今後の選択肢としては新たな施設の建設をするかどちらかの施設を残して維持するか考えるとそういう答弁をしておりましたけども、新たな施設を建設するかどこの場所にするかわからないですけども、これは選択肢で言ってますから、そこら辺ちょっと選択肢と言えどもその考え方をちょっと教えていただきたいと思えます。

○議長(福嶋尚人君) 川上町民福祉課長。

○町民福祉課長(川上康徳君) 先ほど壇上で説明いたしました。どちらかの選択肢というのは、選択肢ということで説明させていただいたんですが、統合の計画というのは具体的にまだまだ出来てないものですから、建設になるのかどちらかの、例えば静内葬園のほうに集約するのかということでもまだ決まっていないものですから、そこら辺は何とも説明のしようがないのですが、一応、選択肢として色んなことが考えられるという意味で答弁させていただきました。以上です。

○議長(福嶋尚人君) 12番、畑端君。

○12番(畑端憲行君) ですから今、答弁いただいて選択肢ということは、ああそういうことも選択肢の中で考えているのかなと思ったんですけども、少なくとも三石地区の代表が集まっている人たちの中には、選択肢という言葉は出てこないで三石を廃止するか統合しますよ、そういう方針出しますからね、出しますけどどうですか、というか、そういう方針で歩いていくような感じがしておりましたので、そこら辺ちょっと聞いてみました。いずれにしても、三石のほうは休止したい廃止したいそして統合したいということなので、そこら辺ちょっと私はどうなのかなというふうに思った次第です。長々やるつもりはないんですけども、町長はご存じないかと思えますけども、実は先ほど、副町長も一部話していましたが、平成18年の3月に旧静内町と三石町が合併するために合併協議会を作っております。私も旧三石町の選ばれた合併協議会の委員でい

ろいろ議論しました。この合併協議会のいろいろな案件には、ここにおられます職員の皆さん方や議員の皆さん方にも経て、十分ご承知と承知はありますが、合併して12年も経ったんだからそんな合併の時の話をいまさらなのかというふうに思われるかもしれませんが、12年も経ったんですから1つになったんですからというふうに思われるんですけども、地域として地区として大事なことでありますので言わせていただきますけども、合併協議会においては静内葬園と三石火葬場のことについていろいろ協議しました。もちろん、協議の主な内容は火葬使用料の統一を図ることが中心でございましたけども、そして、それぞれの地区の今のままの2カ所を置くことに決定しました。流れですからどうなるかわかりませんが、その時はそういうことで料金を中心にして統一を図って2カ所を置くんだということで、合併協議会で決めております。それが、今続いているわけですけども、私はそれ以上申しませんが、多額の費用が必要になった場合にはその時点で三石葬斎場を廃止して静内葬園と統合したいということで、私にすれば簡単に決めてしまっただけでなく、地域住民に十分時間をかけて伺っていただきたいと思っております。それで、先ほど町長の政治姿勢として先ほど建部議員からもいろいろ話がありましたけども、やはり、町長は今年6月に町長の所信表明の中で1人ひとりの声を大切にしていきたいということですから、1人ひとり、三石地区全部の声とかそういう場をもちろんこれからあると思っております。すぐ来られないと思っておりますけども、懇談会もあるだろうし、十分、そこらへんを財政上も含めて説明するのだからと思っておりますけども、そういうことで決めていただきたい。ただ、今までの背景からすれば、どうしても人口が減った所から多い所にどんどんどんどん持ってくという傾向があることは三石地域の住民はものすごく懸念しておりますので、そこらへんを十分考えた上でやっていただきたいと思っております。そういう案が出ているということで、地域の住民は、ものすごく不安がっております。ちょっとこれは小さなことですけども、今の旭町の火葬場の和室に置かれているストーブ、温風式反射板というんですか、今、温度を上げても上げて寒くて寒くてどうにもならないというのが聞いているかと思うんですけども、なかなか暖かくしてあげたいという気持ちは町長も持っていると思うんですけども

○議長(福嶋尚人君) 畑端君、ちょっと、もう少し簡略に、質問通告どおり質問して下さい。

○12番(畑端憲行君) はい。そういうことで、これもこられたらもうそこを廃止するのかなという感じに繋がってくるのかなということをやっと懸念しております。そういうことを十分考えていただきたいと思っております。この質問の最後に、私が今までいろいろ申しましたことにあわせて、町長はどういうふうに受け止めているのかわかりませんが、この葬斎場の今後について見解を聞きたいと思っております。

○議長(福嶋尚人君) 町長(大野克之君)。

○町長(大野克之君) 畑端議員から今までいろいろな旧三石の地区の方々の声を出していただいたところでございます。昔、旭町と歌笛に2カ所あって、歌笛をやめる時にも大変なことだったというふうに受け止めてそういうお話がございましたが、私もこの三石地区の火葬場につきましては、今の世の中の流れを見て、なおかつこれから町の将来を考えていった時に、この火葬場だけではないんですけども、今の流れの中では、町の中で町同士が広域で連携して色々なことをやっついていかないと、もうその町がもたないよという時代に既に突入しているところでございます。ですから私は、町内に今2カ所あるわけでございますけども、そこにまた将来にわたっても2カ所併設して置くというのはなかなか難しいのではないかなと、そういうことを考えて将来に向け

る第一歩として今すぐどうのこうのではございませんけども、町民の皆様にはまずは協議会の場でこういうことを町民の皆様にご説明したいということでご提案をさせていただいたところがございます。私としては、くどい話になりますけども、色んな例えば隣町との連携をどうやって進めていってもっと簡素で効率的な行政運営をできないかとか色んな場面でそういうものが出てきている中で、この火葬場についても私は町内の中に2カ所新しいものを設けて2カ所とも新しくして運営していくということは将来にわたってなかなか厳しいかなというふうに思っているところがございます。いずれにいたしましても地区の皆様とよく協議しながら十分詰めていくことが必要であるというふうに思います。

○議長(福島尚人君) 12番、畑端君。

○12番(畑端憲行君) わかりました。次の質問に入ります。

2件目の三石第二簡易水道の濁りと断水についての再質問をさせていただきますけども、濁り、そして断水の原因につきましては詳しく説明をしていただきました。一応、理解したところがございますが、この第二簡水につきましては昭和50年から52年にかけて作られたものでありまして、先ほど地震という話もありましたけども、昭和57年2月の浦河沖地震、それからいろいろな大きな地震がありましたけども耐えられてきたというふうに思っておりますけども、管に原因があったのかなと気にしておりました。それで、説明のあった原因の1つに、ちょっと聞きたいんですが、急激に水道管内の水が動いたと言いましたけども、ちょっとどういうことなのかなと聞きたいと思います。

○議長(福島尚人君) 小野寺上下水道課参事。

○上下水道課参事(小野寺大作君) 急激に水道管内の水が動いたという事象につきましては、9月の29日に火災がありまして、その時に本桐地内でタンク車で水を入れたというような事象がございましたので、そのことが水道管内の水が急激に動いたというようなことでございます。

○議長(福島尚人君) 12番、畑端君。

○12番(畑端憲行君) わかりました。それで、今後の発生につきましては恐れがあるかもしれないということで、斜面の地盤変動によりまして、いつ漏水するか余談を許さないということでございますけども、それだけに地域住民の方はまだ不安を持っていると思います。そこで、先ほど答弁がございました本議会でもって実施設計業務委託料や配水管敷設の工事費の補正を組んでおりますけども、今回、この議会でもって補正が決まった場合、住民が今心配していますから、決まった場合にどの程度の期間で工事が完成するのか、もしこれがわかれば、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長(福島尚人君) 小野寺上下水道課参事。

○上下水道課参事(小野寺大作君) 本議会での12月補正案で上程している委託費、工事費につきまして議決をいただいたあとの予定でございますけれども、委託につきましては12月下旬の入札を予定してございまして、本工事につきましてはその後の測量調査設計及び詳細設計を設計コンサルと交えて今後協議しまして、1月末の入札、そして配管につきましては、予定ではございますけれども2月中には復旧の配管をしたいと。そして、年度内には工事を完成したいというふうに考えております。

○議長(福島尚人君) 12番、畑端君。

○12番(畑端憲行君) ということは、それぞれの入札から始まって工事が完了して、心配なく戻

るというのは今年度内ということで解釈してよろしいですね。

それで、2点目の住民に対する情報のことでちょっと再質問しますが、住民に対する情報ということにつきましては私も何度も経験しておりますので、町民に対する周知の対応には、本当に関係する職員についてはご苦労様と、お疲れ様ですというふうに思っております。ただ、お聞きしたいのは、先ほどもありましたように9月29日に最初に本桐地区の住民の方より水道水の濁りの通報がありまして、その後、別の地域の方から9月30日、そして先ほど答弁ありましたように10月3日にもそういった濁り等の通報を受けまして、そして、その時点で周知するということがあったんですけども、この5日間が結局何もされないままに終わってたというふうにはちょっと思ってるんですけども、9月29日から10月3日まで、9月29日から3日に周知したということですけども、その間、濁りがあったと思うんですけども、そういった広報をなぜその間出来なかったのかどうか、ちょっとそこら辺、私は不思議に思うんですが、その辺お聞きしたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 野本上下水道課長。

○上下水道課長(野本武俊君) 先ほど説明しましたように9月の29日の夜からだったんですけども、そういう情報がありました。よくあるのが、消火栓等を使った時に管内流出が早くなるものですから、それで若干の濁りが出る場合がよくございます。それで、一般的には排泥作業と言いまして、今回の場合はシュムロの方から三石蔵三の方まで一つの管で来てございますので、末端のほうでの排泥作業というのは、やってございました。ただ、枝管につきましては、なかなか汚れが入っていきませんので、一般的には排泥作業をすることによって解決出来たんですけども、今回は、ずっとは、やってございましたけれども、ちょうど3日の日の朝から蔵三から濁ったという情報がありまして、それはすぐ排泥作業をやってございましたけれども、それ以降は濁りが当初若干比べればわかる程度の濁りでした。真っ白というのではなくて透明な水と現場から採取した水を比べれば多少濁っているというような雰囲気ではございましたので、本管から排泥作業することによって管内の解決はしていたんですけども、ちょうど3日のころからかなり濁った水がありまして、お風呂に入れても透明ではないというような水でございましたので、そこから給水作業をやってございますので、それから給水作業を含めながら現場への周知と広報活動をしてございます。

○議長(福嶋尚人君) 12番、畑端君。

○12番(畑端憲行君) 濁りの原因というよりも、担当の方では29日の濁ってますよと、そういう通報があって、そして30日にもあったということですから、その濁りであっても飲むには影響ないということでそこまでの通報はしなかったということで解釈していいんですか。

○議長(福嶋尚人君) 小野寺上下水道課参事。

○上下水道課参事(小野寺大作君) 今、課長がお答えしましたように、29日に一般の方から濁っているよという話がございまして、30日に蔵三の受水槽が濁っているということで、うちの職員が立ち会いまして受水槽を清掃してございます。その時点で、そこから受水槽の清掃が終わった時には、一旦、水がある程度正常な水が給水されるようになりましたので、実は10月3日までずっと濁っていたわけではなくて一旦落ち着いたんですけども、10月3日あたりからまた大きく濁り始めたということでございます。今までも先ほど言いましたように水道管内の水が急に動いたことによってカルシウムですとかその辺りのミネラル分が剥がれて多少濁るといふ事象があっ

たものですから、その辺りのことかということで、排泥の作業は随時行っていたんですけども、一旦落ち着いてまた濁り始めたというような状態ではあったということです。

○議長(福島尚人君) 12番、畑端君。

○12番(畑端憲行君) そういう説明を聞けば、なるほどなと思うんですけども、私も後で聞いた話ですけど、歌笛の住民センターでいろいろ説明会を10月二十何日かな、やった時に、かなり会場内が喧々囂々やったということを聞いておりますけども、それはやっぱり情報がなかなか入ってこないということで住民の不満が爆発したのではないかと考えているんですけども、やはり飲む水ですから、断水とか濁った時の住民の方々というのはものすごく不安を持っているんですよ。そういったこともありまして、今後、まだ工事はしませんからどうなるかわかりませんが、やはり各自治会や連合自治会だとかいろいろ団体がある訳ですからそういうところにそういうことがあったらすぐ情報を伝えるなりして、そちらの地域の方々の自治会の方にもいろいろ協力していただいてやっていくということがこれからも必要だと思います。ただ、なかなか原因がわからないということでものすごく不安を持っていたということが今回、地域の不満材料になったというふうに思いますので、その点、十分そういう地域のことを考えてやっていただいたほうが私はいいかというふうに思っております。これは、答えはいりません。

次に、3点目の上下水道課の体制のあり方ですが、三石庁舎の地域振興課で各家庭の給水管等の漏水等の初期対策を行っているということでございますけども、技術的なこととか専門的な職員は静内庁舎に席を置いているというふうな体制を取られているわけですけども、日中はともかくとして夜中の場合もあるわけですから、今の体制で対応がスムーズになっていくのか、あるいは発生する時間帯によってかなり影響するわけですけども、今回のような水道の濁りとか断水とかそういったものは企業者に頼るだけではなくて、両地区にもそういった専門職を置くことも考えるわけですけども、そこら辺、三石庁舎のほうにもそういう関係する職員を1人や2人置く、そして兼務させるとか、そういった方法を取ったほうがいいのかというふうに思うんですけども、その点いかがでしょうか。

○議長(福島尚人君) 坂総務企画部長。

○総務企画部長(坂 将樹君) 配置のことですから私のほうからお答えをさせていただきますけれども、今、上下水道課は静内庁舎の方に組織を置いておまして、地域振興部地域振興課のほうに経済グループを置いて経済部の部門について窓口対応だとか住民対応をしていただいているというような状況にあります。それで、この状況に移行する時には、議会のほうにも当然ご説明をさせていただきますながらこういう対応をさせていただきますけれども、色んな状況があるんだと思うんです。それで、例えば通常時ですとかというのは、やはり上下水道課の方の担当の方に聞いても技術者も集約することによって色んな効率的な対応ができるということで今のような対応を取っております。ただ、状況に応じては今のような緊急時の対応というものもございますから、これについては先ほど言ったとおり三石庁舎のほうには地域振興部がありますし、状況に応じては、例えば他の部の協力ということも仰げると思います。実際に今回の対応につきましては、給水の部門については静内庁舎のほうにある設置されている部からも応援を出して対応しておりますので、そういう状況の中で対応をしていきたいというふうに考えております。ただ、連絡状況を早く対応するという点については今の組織の対応の中で、より早急な対応ができるような方法については今後、担当課においても考えていかなければならないものというふうに思

っております。

○議長(福島尚人君) 12番、畑端君。

○12番(畑端憲行君) よろしく、その点お願い申し上げまして、私の質問をこれで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長(福島尚人君) 暫時休憩いたします。10分程度休憩いたします。

休憩 午後 2時42分

---

再開 午後 2時53分

○議長(福島尚人君) 休憩前に引き続き一般質問を継続いたします。

5番、北道君。

[5番 北道健一君 質問者席へ?]

○5番(北道健一君) それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。

質問は3点ございます。

質問事項の一つ目ですが、歌笛郵便局に開設している行政コーナーについてでございます。

この行政コーナーは、合併後の三石総合支所歌笛出張所閉鎖に伴い、川上地区、歌笛地区、美野和地区、上本桐地区の行政窓口サービス全般の業務を目的に平成19年4月1日から歌笛郵便局内に週3回、午後1時まで開設されております。

町は、10月19日に開催しました三石地区協議会において行政コーナー歌笛のあり方の検討についてということで平成31年3月31日をもって廃止する方針を説明されました。

また、三石地区協議会の意見を踏まえ11月16日に関係する自治会長を集め、廃止について住民説明会を行いました。私は、今後高齢化が進む中で行政コーナーはさらに必要性が増してくるので歌笛の行政コーナーは継続すべきと考えますが、行政コーナーのあり方、考え方について、次の事項について伺います。

- 1、行政コーナー歌笛のあり方の検討はどのような会議体で検討されたのか伺います。
- 2、三石地区協議会ではどのような意見があったのか伺います。
- 3、関係自治会長を集め住民説明会を開催されましたが、住民説明会とした主旨と集まった方からどのような意見があったのか伺います。
- 4、廃止の住民説明会の前に、もっと進め方について手順を踏むべきでなかったのか伺います。
- 5、町職員は町民に対する行政サービスが使命であると思います。事務コストや経費効率化で行政サービスを行っているのか伺います。
- 6、行政コーナーをもっと活用して利用者の利便性を発揮すべきでないかと考えますが、町の考えはいかがか、伺いたいと思います。

次に、質問事項の二つ目は、町長の三石在庁日休止についてでございます。

酒井前町長が合併後の町民の意見を聞くことで設定した三石在庁日について、改選で町長に就任した大野町長は町広報のお知らせで日程の都合ということで6月を休止し、7月からは当分の間休止としました。休止して6カ月が経過いたしました。今後、三石在庁日をどのようにするのか、また、三石地区の住民の意見や考えを聞く機会をどのように作っていくのか、町長のお考えをお聞きします。

次に、質問事項の三つ目は、町民文化系施設の統廃合の進捗状況についてでございます。

公共施設等総合管理計画に基づき町民文化系施設の統廃合について関係団体や関係自治会と昨年から1年間協議を進めておりますが、統廃合に係る次のことについて町長の考えを伺います。

1、町民文化系施設の統廃合の具体的な進捗状況を伺います。なお、11月末の統廃合の進捗状況について資料請求をいたします。

2、稲見の生活館についてでございます。地元自治会は平成29年12月から廃止の申し出をしておりますが、なぜ廃止をしないで休止状態なのか伺います。

3、鳧舞生活館、鳧舞生活改善センターの統廃合の状況と、傷みがひどい鳧舞生活改善センターの改修修繕はいつ行うのか伺います。

以上で質問を終わります。答弁をよろしくお願い申し上げます。

○議長(福嶋尚人君) 北道君、ここでちょっと休憩したいのですがよろしいでしょうか。確認事項がありますので。

休憩 午後 2時59分

再開 午後 3時00分

○議長(福嶋尚人君) 休憩前に引き続き一般質問を継続いたします。

川上町民福祉課長。

〔町民福祉課長 川上康德君登壇〕

○町民福祉課長(川上康德君) 北道議員のご質問の1点目、歌笛郵便局に開設している行政コーナーについて、私からご答弁させていただきます。

行政コーナーは、旧三石町時代から歌笛支所として現歌笛総合住民センターに併設し開設していたものを合併後の平成19年4月から歌笛郵便局内のスペースをお借りし、週3回、行政コーナーとして開設しているものでございます。開設の目的は、役場から遠隔地であります歌笛、川上地区にお住いの方々の利便性を確保するために開設していたものと認識しております。しかし、地域の人口減少等の影響で利用者数が減少しておりまして、費用対効果が薄れている状況となっていることから役場内での検討協議を経て、この度、歌笛地区の行政コーナーのあり方について関係地域の自治会長さんにお集まりいただきご意見を伺ったところでございます。

そこで、ご質問の1点目の行政コーナーのあり方の検討はどのような会議体で検討されたのかについてでございますが、この件については、全般的な事務事業の見直しとして行政評価の後、行政改革本部会議において協議されております。会議の中では、地域性については、理解はされているが、他の地域との公平性や郵便局の特定事務と事務が重複していること。

また、他の公共施設の統廃合、人件費を含めた経費節減の観点から廃止に向けた方向性で検討するよう指示を受けてございます。

続いて、2点目の三石地区協議会ではどのような意見があったのかについてでございます。三石地区に係る諸課題に対応するため14名で構成する三石地区協議会が10月29日に開催されまして、この中の議題の一つに行政コーナーのあり方についての検討、そして説明し、ご意見を伺っております。協議会委員からの主な意見としては、関係自治会長の意見を聞いて進めてほしい。取扱件数が一定量あるので、継続した方がよいのでは。高齢化が進んでいることからコストだけで考えるのではなく、よく検討してほしい。週3回の開設を週2回、1回にするなど妥協案を検討する。廃止予定時期までには期間が短すぎるなどといった意見や提言がございました。

続いて、3点目の自治会長を集め住民説明会を開催されたが住民説明会とした主旨と集まった方からどのような意見があったのかについてでございます。説明会の主旨といたしましては、これまでも地域における重要課題がある場合には、手順としてはまずは、三石地区協議会に説明させていただきご意見を伺うほか、関係する地域住民の代表であります連合単位自治会長さんからもご意見を伺う手法が必然であると考えておりまして、関係地区の自治会長の皆様に説明した上で地域に持ち帰り、町の考え方を地域に伝えていただき、地域の声を集約していただきながら合意形成を図っていくイメージで説明会を開催しております。

また、いただいた意見の内容によっては数回にわたる会議が持たれることもあるものと考えております。

また、今回お集まりいただいた方からのご意見でございますが、合併した時の約束条項が履行されていない。人を集めて地域住民に説明してほしい。廃止しない方向あるいは廃止の時期について再考願いたい。行政サービスであり、効率だけで廃止を考えてほしくないなどといった意見をいただいております。今後におきましても皆様からご意見をいただき、行政サービスを低下させない方法も模索しながら存廃について検討していきたいと考えてございます。

続いて、4点目の廃止の説明前にもっと手順を踏むべきでなかったのかについてでございますが、説明の手法としてはいろいろな考え方があろうと思いますが、廃止に向けた考え方を最初にお示しするのはやはり地域の方々であるという考えから前段で説明のとおり三石地区協議会や関係する連合単位自治会の皆様に説明したところであり、通常の手順で進めていると認識してございます。しかしながら、説明の内容が廃止ありきと捉えられたとすれば説明不足とも否めないものと考えてございます。

次に、5点目の職員は町民に対する行政サービスが使命でないか、事務コストや経費効率化で行政サービスを行っているかについてでございます。行政サービスを維持するためには事業評価による施策の改善や見直し、廃止を行うことが必要であり真に必要な行政サービスの選択を行うことが求められており、利用数の減少に伴う事務コストの高騰や公平性の観点等を総合的に勘案した中で提案させていただいております。また、行政サービスは限られた財源をいかに効率的、効果的に使うということも行政の使命と思っておりますので、事務コストや経費の効率化を行わなければ行政サービスが維持できないものと考えております。

最後、6点目の行政コーナーをもっと活用し利用者の利便性を発揮すべきでないかについてでございます。これまでも戸籍や住民票、印鑑証明に限らず行政コーナーで対応できるものについては柔軟に対応しておりまして、ある程度の利便性は発揮しているものと認識しておりますが、他の地域との公平性や経費の効率化という観点から検討を進めているものでございます。従いまして、行政コーナーのあり方につきまして地域住民等に丁寧に説明をさせていただき、関係地域と合意形成を図りながら進めてまいりたいと考えておりますのでご理解を願います。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長(福嶋尚人君) 岩渕企画課長。

[企画課長 岩渕博司君登壇]

○企画課長(岩渕博司君) 北道議員ご質問の2点目、町長の三石在庁日休止についてご答弁申し上げます。

町長三石在庁日につきましては、広く町民の皆さんと地域の抱える課題、今後のまちづくり等

について懇談や意見交換を行うため毎月1回、午後1時半から午後3時までの日程で町長が三石庁舎に出向き、在庁する日を設けたものでございまして、合併後の平成18年10月から実施しているところでございます。昨年度の来庁者は、個人8名、団体が3団体となっております、それぞれ懇談や意見交換をさせていただいたところでございます。

今後、三石在庁日をどのようにするのか、三石町民の意見や考えを聞く機会をどのように作っていくのかというご質問でございますけれども、現在、三石在庁日は町長の公務が多忙で日程調整が難しいことや、近年では件数もピーク時の半数以下となっております来庁者が少ない月も多くあったことからその効果を検証する時期であるとも考えまして、当面見合わせることにし、6月から休止とさせていただきますところでございます。

これまでのように事前に日程を決めて実施することは、今は考えてはおりませんが、広く町民との懇談や意見交換を行うことは定期的なものでも日程が整えば行えるというふうにご考えてございますので、今後は地域振興課が窓口となり、申し込みがあった場合は関係課と十分内容を精査しながら、三石地区で行われます会議や行事等の開催にあわせ実施することも視野に入れまして、調整のつくときを捉えながらその機会を作っていくようにしたいと考えているところでございます。

また、町民の皆様の声の生を聞くことは非常に大切なことと考えておりまして、今後におきましてもあらゆる機会を通じて町民の皆様と対話や意思疎通を図っていきたくと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上、ご答弁いたします。

○議長(福嶋尚人君) 田口契約管財課長。

[契約管財課長 田口 寛君登壇]

○契約管財課長(田口 寛君) 北海道議員からのご質問の大きな項目の3点目、町民文化系施設の統廃合の進捗状況についてご答弁申し上げます。

1点目の町民文化系施設の統廃合の具体的な進捗状況はについてでございますが、昨年度は9月11日から3月6日まで計26回の協議を行っておりまして、関係自治会は静内地区26、三石地区59、計85自治会となっております。

1回目の協議を総括いたしますと、施設を統合していくという総論につきましてはご理解いただいたものと考えてございますが、身近にある施設を廃止するという各論につきましては、存続してほしい、あるいは1日でも長く使わせてほしいという意見が大勢を占めていたものと考えてございます。

本年度に入りましてからは、1回目の協議内容を地域におろしたときの反応や2回目以降の協議の進め方等についてそれぞれの自治会長や役員さんのもとに何度も足を運び個別の情報交換を重ねてきておりますが、残念ながら具体的な進展には至ってございません。

なお、1回目の協議における地域との合意、あるいはその後の地域からの要望を踏まえての措置といたしまして、本年5月1日から稲見生活館を、6月1日からは春立生活センターをそれぞれ休館としてございます。

また、女性センターみらいにつきましては、所管課である社会教育課におきまして女性センターみらいでのサークル活動を公民館等に移行することに各サークルさんとの合意が得られたこと。さらに、1回目の協議以降、女性センターみらいでの自治会活動を青柳生活センター等に移行す

ることに関係自治会との合意が得られたことから同じく6月1日から休館としてございます。

休館としている施設の今後の取り扱いに関しましては、地域との合意が得られた都度、突発的に解体等を行うのではなく、一定の地域ごとに施設の集約化、複合化を検討し計画的に進めてまいりたいと考えてございまして、今後とも積極的に協議を進めながら地域との合意形成に努めてまいりますので、ご理解いただきたいと存じます。

続いて、2点目の稲見生活館についてでございますが、昨年11月28日に開催した歌笛連合自治会との第1回目の協議の中で稲見生活館の廃止という方針に対しまして関係自治会長さんから同調する主旨のご意見をたまわったのは事実でございますが、その時点では自治会内での総意としてのご発言であるとは理解しておりませんでした。

その後、今年度に入りましてから再度、関係自治会長さんより施設の廃止については自治会の総意としての発言であったとの報告を受けましたことから、他の関係する自治会長さんにも確認を取らせていただいた上で今後の取り扱いについて主管課との協議を踏まえまして施設の維持管理費削減という観点から休館という措置を講じたところでございます。

なお、休館としている施設の今後の取り扱いに関しましては、さきにご答弁したとおりでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

最後に、3点目の梶舞生活館、梶舞生活改善センターの統廃合の状況と梶舞生活改善センターの改修修繕はいつ行うのかについてですが、梶舞連合自治会につきましては、昨年12月18日に第1回目の協議を行っておりまして、当該地域におきましては梶舞生活館と美野和生活館を廃止して、その機能を梶舞生活改善センターに集約したいという方針を説明させていただきましたが、他の地域におきましても同様に、地域の核となる施設については将来的にも存続しその他の施設については廃止してその機能を核となる施設に集約してくという共通した考え方のもとで説明させていただいております。

これらの事業の推進にあたりましては、当然、財源という課題が生じてまいりますが、国におきまして公共施設等総合管理計画の更なる推進に向けて公共施設等適正管理推進事業債を創設してございます。起債事業にはなりますが、これまで単独費でしか賄うことのできなかった除却事業に活用が可能であり、集約化、複合化事業等要件を満たす事業に対しましては交付税措置もありますことから財源不足を補う上で有効に活用したいと考えておりますが、一方で、平成29年度から平成33年度までの5カ年の措置となっております。この状況を踏まえまして、現時点では、この起債事業の活用を見込むことのできる平成33年度までの3カ年でできるだけ計画的に進めていきたいと考えております。

そこで、梶舞生活改善センター改修修繕につきましては、その時期については現時点で明確にはお答え出来ませんが、優先順位としては上位にあるものと考えてございまして、梶舞地区周辺の地域合意に全力を上げながら施設の集約と改修に向け努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(福嶋尚人君) 5番、北道君。

○5番(北道健一君) 質問に対し壇上から答弁をいただきました。何点か再質問をさせていただきます。

はじめに、歌笛郵便局に開設している行政コーナーについてでございますけれども、壇上の答弁

で行政改革本部会議において協議された検討結果として31年の3月31日で廃止する方針を決定したということですが、町長はその検討結果の内容を認めたのですか、伺います。

○議長(福嶋尚人君) 川上町民福祉課長。

○町民福祉課長(川上康徳君) ご質問のとおり行政改革本部会議で3月31日で廃止する方針が出されております。この方針につきましては、理事者以下、認識しているところでございます。

○議長(福嶋尚人君) 5番、北道君。

○5番(北道健一君) 次に、三石地区協議会で町長は歌笛行政コーナーの廃止をする方針の説明をすることを認めたのか、伺いたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 川上町民福祉課長。

○町民福祉課長(川上康徳君) 行政改革本部会議において廃止する方針が出されておりますことから、まずはその内容について三石地区協議会や地域の住民の方に説明いたしましたし、理事者以下、説明することは認識してございます。

○議長(福嶋尚人君) 5番、北道君。

○5番(北道健一君) 3つ目の質問で11月の16日に関係自治会長を集めて住民説明会を開催したんですけども関係地区の住民説明会は町長決裁で自治会長を集めたのか、また、説明会招集の案内書は町長名であったのか伺います。

○議長(福嶋尚人君) 川上町民福祉課長。

○町民福祉課長(川上康徳君) 説明会の開催につきまして、決裁ですが、理事者の決裁をとっておりますし、町長名で案内をしてございます。

○議長(福嶋尚人君) 5番、北道君。

○5番(北道健一君) 11月16日の説明会の出席者は何名であったのか、お聞きします。

○議長(福嶋尚人君) 川上町民福祉課長。

○町民福祉課長(川上康徳君) 9名の出席をいただいております。

○議長(福嶋尚人君) 5番、北道君。

○5番(北道健一君) 出席者が9名で住民説明会、とても少ないと思います。私、自治会長から聞いたんですけども、11月12日の日付の案内で、13日に届いて自治会長に住民説明会をするよと、それで16日にやると。地域の自治会の皆さんから大事な説明をするのに案内者側から全員なりもう少し集まってもらおう努力というのはしなかったんですか。

○議長(福嶋尚人君) 川上町民福祉課長。

○町民福祉課長(川上康徳君) 案内文書の発送から会議の開催までの期間が短かったことについては否めないことではございまして、大変申し訳ないと思っております。

また、会議に理事者が出席していなかったことにつきましては、行政改革本部会議の方針を説明させていただき皆さんからの意見の聴取を行うことを目的として開催したものでして、担当者として部長以下で対応したものでございますのでご理解願います。

○議長(福嶋尚人君) 5番、北道君。

○5番(北道健一君) なぜ、こんな大事な地域の廃止とかという問題に地元の議員に事前の説明もなかったし、案内もないんですよ。その必要性というのは、事務局は感じていなかったのですか。

○議長(福嶋尚人君) 川上町民福祉課長。

○町民福祉課長(川上康徳君) 手順としてはいろいろあろうかと思いますが、今回はまず、三石地

区協議会と関係する自治会さんの意見の聴取を目的として開催したもので、地元議員さんの意見が必要なかったかということではございませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長(福島尚人君) 5番、北道君。

○5番(北道健一君) 事前にやはり、地元4人の議員いるんですけども、何も説明がないというのは非常に残念でございました。地域の住民から、はかって開催したのかと言われたときに私は何も言えませんでした。

また、説明が出席者に廃止ありきで捉えられたんですよ。廃止の住民説明会前には事前に連合自治会長とか上の段階とか地元の町議さんとかに、こういう話をしていくんだけどもどうだろうかということや住民の考え方の意見調査とかを事前に行うべきでなかったのかというふうに考えますが、再度、この関係について伺います。

○議長(福島尚人君) 川上町民福祉課長。

○町民福祉課長(川上康徳君) 廃止ありきの説明とは考えてはおりませんが、方針として期限を設けたことや会議の開催までの期間が短かったことなどからそう捉えられたとすれば、対応が不十分だったのかなと反省するところでございます。

また、事前に町議の意見を聞くべきではなかったのかということについていろいろな手順があるかと思いますが、壇上でお答えしたとおり、まず、関係する自治会の皆様の意見をお聞きすることが先決と考えておりましたので、ご理解願います。

○議長(福島尚人君) 5番、北道君。

○5番(北道健一君) 5点目の職員は町民に対する行政サービスが使命でないのかという部分なんです、行政コーナーの費用というのは莫大な費用ではないはずなんです。それで、経費の効率化やコストの収支を言うのであれば、あらゆる町有施設が廃止の対象となるということではないのでしょうか。

○議長(福島尚人君) 川上町民福祉課長。

○町民福祉課長(川上康徳君) 行政サービスを維持するには施策の改善や見直し、廃止を行う必要があります。真に必要なサービスを選択する必要が求められております。この案件は単にコストだけでなく、他の地域との公平性の観点や総合的に勘案した中で方針を示させていただいております。

○議長(福島尚人君) 5番、北道君。

○5番(北道健一君) 6番目の歌笛の行政コーナーをもっと活用して利用者の利便性を図るべきではないかという質問の中で、歌笛の窓口職員は臨時職員を配置しているのか正職員を配置しているのか、お伺いをします。

○議長(福島尚人君) 川上町民福祉課長。

○町民福祉課長(川上康徳君) 現在、主に嘱託職員を配置してございます。

○議長(福島尚人君) 5番、北道君。

○5番(北道健一君) 嘱託職員ということですけども、もっと利用者の利便性を発揮するのであれば、経験豊富で役場を退職して再任用で雇用した職員とかそういう人を配置して行政窓口全般のサービスを行うべきでないかと考えますが、どう思いますか。

○議長(福島尚人君) 木村地域振興部長。

○地域振興部長(木村博成君) ただいまの北道議員のご質問でございます。窓口の行政サービスに

ついて充実させたらどうかということのお話でございますが、壇上でも説明してございますとおり今回の行政コーナーのサービスにつきましては、これまでも実際に住民票等の交付は行ってございます。それで、今後もそれらの住民票交付については郵便局の特定事務を用いまして、これは歌笛地区に限らずそれぞれ各郵便局、役場から遠くなります地域の郵便局のほうにおいて、そういったような業務は引き続き行っていきたいというふうに考えておりますので、急激に行政コーナーの廃止によりまして今までのサービスがゼロになるという主旨ではございません。ただ、今、先ほど壇上から課長が説明しておりますとおり、実際にはそれぞれ各地域がある中で歌笛地区の行政コーナーを維持するということは、先ほどから申し上げているとおり行革の面、それから経費の効率、人件費等、総合的に勘案いたしましてなかなか難しいものだというふうな判断の中から今回の話が出てきてございます。それで、ご提案の再任用云々につきましては、私、人事のほうの担当でございませんで申し上げられませんが、いずれにしましても今回の行政コーナーの廃止の主旨というのが経費の効率、それから他の地域との公平性ということを加味した中での提案であるということをご理解いただきたいというふうに思います。

○議長(福島尚人君) 5番、北道君。

○5番(北道健一君) 全然、ご理解は出来ません。歌笛は、旧三石町時代に廣田町長、小池町長、太田町長を輩出して町行政にとっても協力している地区です。さらに、前酒井町長の出身地でもあります。町長は選挙で酒井前町長に勝ったからといって歌笛の行政コーナーを廃止しようと思っ  
ているのですか。町長はこの春選挙で、歌笛、川上地区の町長支持者に何を訴えたのか、町民の意見を町政に反映するのではなかったのですか。多くの地元の  
大野町長の支持者から、町長は役場職員の意見を優先して地域住民の意見を聞かない町長なのかということ  
で、支持者は非常に落胆しています。

○議長(福島尚人君) 北道君、もう少しちょっと質問を変えてください。

○5番(北道健一君) もう間もなく終わりますけど、壇上の答弁で歌笛の行政コーナーの存続については、今後住民の意見を聞いて検討するということですが、ここで確認ですが、31年3月31日の廃止はしないのか、廃止するのか、お聞きします。

それとあわせて、町長は、川上、歌笛地区の住民に今回の行政コーナーの廃止の説明会の開催の経過と、これは不備があったと私は思っているんですけど、今後の考え方について直接報告することを考えているのかどうか、伺いたいと思います。

○議長(福島尚人君) 木村地域振興部長。

○地域振興部長(木村博成君) ただいまのご質問でございます3月31日というふうに町といたしまして期限を設定して、今回提案をさせていただきました。それで、当然、行革の中の指示事項でもございますように地域との合意形成を十分図りながら廃止に向けて検討していただきたいということの意見もございます。

それで、今現在の状況で申し上げますと、実際には先ほどの説明のとおり説明不足等がございましてなかなか地域からの合意が得られていないということでございます。それで、今から3月31日に向けて合意形成が取れるかということの状況になりますと、実際にはこれからいろいろ会議等催す中で丁寧な説明をしていきたいというのは思っておりますが、今の状況からするとなかなか3月31日での合意形成というのは難しいという状況になるものというふうに推測されているところでございます。

○議長(福嶋尚人君) 本庄副町長。

○副町長(本庄康浩君) ちょっと補足させていただきますけれども、先ほど町長が歌笛が前町長の選挙の絡みみたいなお話があったんです。これは全然関係なくて、選挙前からこの行政コーナーについては議論があったということをもっと申し上げておきたいというふうに思います。

それで、過去に歴代の町長さんが出身地があるということは、歴史的には意義のあることだとは思いますが、議論の争点となっているのは、私、今もわからないんですけど、なぜ歌笛だけあれば良いのかというところがまず引っ掛かるところなんです。なぜ、歌笛だけあれば良いのか。本桐はいらないのか、鳧舞はいらないのか、そこに全部があって歌笛だけやめるというんだったら異論があって然りだとは思いますが、逆に、平たく見たときに、静内地区でも御園にもない、豊畑にもない、けどなぜ歌笛にあるのか、それが私は1番の疑問点でございますし、協議の中で先ほどからご答弁申し上げておりますように、住民票の交付や何かは引き続きさせていただきますし、今、確かに役場への郵便物や何かをそこに自治会の方が持ってきて役場のほうに持ってってくれということが主たる業務のようでございます。ですから、それが真に今こういう議会で取り上げて協議するほどの業務と捉えられておられるのかというところがちょっと私も疑問でございますが、いずれにしてもまちづくり懇談会もございまして、そこでよく住民の方々の声を聞かせていただいて、それで今、最終、3月31日でやめるのかということにつきましても決定しておりませんので、協議はさせていただきたいと思っております。ただ、もう少し様子を見てみれというようなご意見が強くて、町長もそういう認識に立ったとすれば、今、週に3回というのが非常に多い、結局、住民票の交付以外で荷物を持っていくのは週に1回もあればいいのではないかなという認識もありますので、そこら辺、地域の方々の話をよく聞いて協議させていただきたいという思いでおりますので、もう少しお時間をいただきたいというふうに思います。

○議長(福嶋尚人君) 5番、北道君。

○5番(北道健一君) 副町長から説明を受けたので納得はするんですけども、なぜ歌笛だけあるのかと。これは歴史なんです。この辺をもう少し深く考えていただきたいと思っております。それで、希望するのは、ゆっくり地元の人と手順を踏んで意見交換をもっとして進めてほしい。31日にやめるぞと、それはないだろうというのが地元です。やはりそういうことをあるのであったらもう少し柔く説明するのではないと、役場の職員決めたから従えという上から目線、町長も副町長も全部、役場目線でものごとを説明するのではなく、考え方としてももう少し柔く説明をした中で合意をするように今後は進めていただきたいということをお願いします。この関係はこれで終わります。

次に、二つ目の町長の三石在庁日の休止についてですが、もう既に6カ月経過した中で壇上から答弁あったとおり、町民の意見を聞く方法として地域振興部を窓口にして、それぞれ皆さんの要望を月末までにあったものをまとめておいて、町長の都合の合うときに意見を聞くんだよということは、もうそれならその方針をきちんと決めて皆さんにお知らせする。ただ、お知らせも、こう決めたんだよでなくて、2月にまちづくり懇談会が三石地区でもあると思うので、その中でこういう考えで皆さんの意見を受けたいよということを事前に説明した中で新年度から在庁日はこういう形にしましたという通知をする。そのようなことをしていただきたいという、これは要望でございます。

次、三つ目の文化系施設の統廃合の状況の中で、昨年からは85自治会関係機関から協議を進めて少しずつ進めているということがわかりましたので、今後もそれに向かって進めていただきたい

という要望です。

それで、その中で2点だけお聞きしたいのですが、稲見生活館についてですが、廃止を申し込んで廃止したはずなのに、何かお金が払われているぞという話を聞いたものですから平成30年度の生活館運営の費用負担はあったのか、お伺いをします。

○議長(福島尚人君) 田口契約管財課長。

○契約管財課長(田口 寛君) 稲見生活館につきましては先ほど壇上から答弁しましたとおり5月1日から休館してございますので、当然、電気、ガス、水道これは止めておりますし、管理人報酬につきましても4月分だけの支出で終わっております、30年度で2万320円の支出のみということで、例年20万ぐらいかかってたんですけども5月1日から休館としておりますので2万弱で終わっているということでございます。

○議長(福島尚人君) 5番、北道君。

○5番(北道健一君) あと、稲見生活館で何かお金が払われていると聞いたので、建設場所は借地なのか、町有地なのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長(福島尚人君) 田口契約管財課長。

○契約管財課長(田口 寛君) 三石地区、実は25施設ありまして、9施設ぐらい借地なんですね。ただ、ここの場所につきましては、町有地でございます。

○議長(福島尚人君) 5番、北道君。

○5番(北道健一君) わかりました。廃止でなくて休止ということで、このあと管理していくということですが、いっぺんに取り壊すことは不可能で、地域ごとにある程度まとめて計画的に廃止していくと、取り壊していくということでございますので、取り壊しまでの期間が長期化すると建物が老朽化したり、風害や災害で倒壊することもありますので、保全管理という意味では巡回するなどしていただきたいなということで、これは要望でございます。

次に、稲見生活館と梟舞生活改善センターの統廃合についてですが、平成27年2月の梟舞地区のまちづくり懇談会で私も同席したのですが、生活館の統廃合とあわせて梟舞の生活改善センターの改修を約束しているというか、進めるよという話をしていたと思うんですけども、この点についてはどのように進めているか伺います。

○議長(福島尚人君) 坂総務企画部長。

○総務企画部長(坂 将樹君) 壇上の答弁でも申し上げましたけれども、今回の集約ですとか建物の除却につきましては、今、制度がありまして、起債が借りれて、内容によっては交付税措置もあるというような中身です。ですからこれについては、個別の計画を実は立てなければなりません。それで、梟舞地区の周辺の施設については、まだ一つの施設について廃止の方向というのがまだ合意を得られておりませんので、合意が得られましたら改修だとか除却だとかというのに今の財源手当てがありますので、極力それを早めに地域合意をいただきながら、その地域の個別計画を立てて進めていきたいというふうに考えておまして、梟舞の生活改善センターは、施設的に改修が急がれる施設だということは我々も認識しておりますので、早急な対応について努力をしていきたいというふうに考えてございます。

○議長(福島尚人君) 5番、北道君。

○5番(北道健一君) 公共施設等適正管理推進事業債というのがあるという説明をいただきました。これを活用できるのが平成33年までということで、あと3年ほどです。それで、計画的に進

めたいということですので、優先順位にあるよということですので、地区周辺の地域の合意をいただいで施設の集約と改修を進めていただきたいという要望を申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 暫時休憩いたします。10分程度休憩いたします。

休憩 午後 3時42分

---

再開 午後 4時02分

○議長(福嶋尚人君) 休憩前に引き続き一般質問を継続いたします。

6番、下川君。

[6番 下川孝志君 質問者席へ?]

○6番(下川孝志君) 通告に従いまして一般質問をいたしたいと思います。

私が、この弾道ミサイルの落下時の行動についてを取り上げたのは、前回ミサイルが発射したというときに私は当時、東京にいたんですけども、会社から電話が来まして、ミサイルが飛んでくるといけど避難すべきでしょうかと言うから、安全に避難する場所なんかわからないから避難しなくていいという指示を出したんですけども、それが正しいかどうかはちょっと私もわからないんですけども、新ひだか町のホームページを開くと、今も弾道ミサイルの落下時の行動についてということが載っています。そのことからすると、ホームページを見れる人はある程度調べれば初歩的なことはわかるかもしれませんが、そうでない人たちはその後、不安は持ったとしても、どこへ逃げればいいのかどうすればいいのかということがわからない町民がたくさんいると思うんです。そういう意味で確認をいたしたくて、この質問を取り上げました。

それで、一つとしては、昔は防空壕があったと思いますし、ヨーロッパなんかではまだいろんな都市に防空壕が40パーセントぐらい整備されていると言われていています。それで、一つとしては、近くの建物や地下に避難する。どの程度の建物を丈夫な建物と言うのか。それから、地下と言われても新ひだか町の場合は地下室を持っている建物がどこにあるのかも町民は知らないと思うんです。そういう意味で、そのような判断をどのように町民はすればいいのか。

それから、2番目の時もありましたけれども、東京から東の方に向かって範囲が広すぎてどこに落ちてくるのが実際にはほとんど町民はわからなかったという視点からすると、今の時代ですからもっと着弾点が北海道の新ひだか町の上空を通る、若しくは、どこに落ちるかぐらい特定してくれないと、いや、うちのほうは飛ばないのではないかと行って推測でもって避難しないということがあり得るのかなと思いますので、国に対してそのような情報をきちんと正しいものをくれというようなことを問い合わせた経緯があるのかどうか。

それから、3番目としては、一応、日本の周辺にも危ない国もありますし、実際には国なのか、地域なのか、いろんな人たちが何を飛ばすかもわからないような状況もないとは言えません。そういう時に、弾道ミサイルを想定した避難訓練というのは必要ないのかという3点についてお伺いをいたします。

○議長(福嶋尚人君) 藤沢総務課長。

[総務課長 藤沢克彦君登壇]

○総務課長(藤沢克彦君) それでは、下川議員ご質問の弾道ミサイル落下時の行動についてご答弁いたします。

1点目の、近くの建物や地下に避難する、どの程度の建物を丈夫な建物と判断するか、町内に安全な地下室はどこにあるかについてでございますが、弾道ミサイルがどの国から発射されるかは別といたしまして、国民の保護に関する基本指針によりますと、実際に弾道ミサイルが発射されますと発射から極めて短時間で着弾するとされております。ミサイル発射が確認されますと、テレビ、ラジオ等はもちろんのこと、即座に全国瞬時警報システム、通称Jアラートが本町の防災行政無線を通じ市町村等の情報確認に関係なく、国から一方的に、そして一斉に特別なサイレンとメッセージが放送されるとともに緊急速報メールなどにより携帯やスマートフォンに緊急情報が送信されます。

ミサイル発射による情報伝達後の行動につきましては、自分が屋内にいるのか、または屋外にいるのかでその対処が違ってきますが、万が一、ミサイルが着弾した場合には、激しい爆風や破片等により体に大きな被害を受ける可能性が非常に高いものと思われまます。この被害を防ぐための対処の仕方について具体的に申し上げますと、自宅など屋内にいる場合におきましては窓から離れた場所に移動していただき頭を守る行動をとっていただきたいと思います。これは、ミサイルが着弾した場合に爆風によって窓ガラスの破片などから身を守るための行動に繋がります。したがって、建物の外に出るような行動はとらないでいただきたいと思います。

また、屋外にいる場合におきましては、近くのコンクリート作りなど頑丈な建物の中や地下に避難していただきたいと思います。

しかしながら、近くに建物や頑丈なものかどうかの判断ができない場合におきましては、まずは1番近くにある建物の中に避難していただきたいと思いますと考えております。地下がない場合におきましても、先ほどと同様、1番近くにある建物の中に避難していただきたいと思います。あいにく本町におきましては避難できるような地下はございませんので、何度も繰り返しになりますが1番近くにある建物の中に避難していただきたいと思いますと考えております。

また、屋外にいる場合でも近くに建物がない場合も想定されますが、この場合は体を地面に伏せて頭を守る行動をとっていただきたいと思います。

さらには、車で運転中の場合におきましては、できるだけ車を止めて近くの建物などに避難していただき、高速道路を通行している時など車から出ることが危険な場合におきましては、車を安全な場所に停めていただき、車内で低い姿勢を取っていただきたいと思います。このように、具体的な対処の方法につきましては町の公式ホームページで掲載しており、ホームページ内には国や北海道のホームページにも移動することができ、皆さんにわかりやすく映像や漫画で紹介されておりますのでご覧いただきたいと思います。

2点目の、前回のは広範囲すぎて避難する気にもならなかった。もっと的確に着弾地、飛行上空を特定できないかについてですが、前回と言いますのは平成29年9月15日金曜日の午前6時57分ごろに北朝鮮西側から東北地方の方向に発射され、北海道渡島半島及び襟裳岬上空を太平洋に向けて通過し、襟裳岬の東約2,200キロに落下したミサイルの件についてとは思いますが、このような事案の場合におきましても、国の国民の保護に関する基本指針にも触れられておりますが、ミサイル発射の兆候を事前に察知した場合でも発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、さらには、極めて短時間で日本に着弾することが予想され、弾頭の種類を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて被害の様相及び対応が大きく異なることから的確にミサイルの着弾地や飛行ルートを特定することは困難極まりないと考えてお

ります。また、当時のJアラートの発信対象地域についても、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、長野県と非常に広範囲に及んでいる状況からも困難さが容易に想像できると思います。

基本的に、国防につきましては国の責務でありますので、国がどのような考えのもと行動、対応をするかによりますが、大切なことは弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することから迅速な情報伝達体制と適切な対応によりまして被害を極限化することが重要であり、屋内等への避難やその後につきましても消火活動が対応の中心になってくるものと考えております。

次に、弾道ミサイルを想定した訓練の必要はないかについてでございますが、ミサイル事案を始めとする国民保護に関連する訓練につきましては、平成17年度より国が主導しながら地方公共団体、警察、消防、自衛隊及びその他の関係機関の連携により毎年実施されてきているところがあります。また、弾道ミサイルを想定した住民避難訓練におきましては、平成28年度に初めて秋田県で実施され、平成29年度には北海道をはじめとする24の都道府県において実施されてきております。

北海道では滝川市と岩見沢市を対象に当該訓練が実施されておりますが、実施にあたりましては、内閣官房や消防庁、北海道との連携が必須でございまして、訓練内容におきましての国との調整が必要でありますことから、今後そのような訓練の実施をする機会がありましたら積極的に参加を検討していきたいと考えております。

このほか、本町におきましては、年4回の国民保護訓練の一環で国から発信されたJアラートの音声情報を防災行政無線から自動で放送する情報伝達訓練を実施しているところでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長(福嶋尚人君) 6番、下川君。

○6番(下川孝志君) 2点ほど再質問させていただきますけれども、町民の人達もミサイルが飛んできたといってもなかなかピンとこないのですが、現状としては可能性がゼロでないし、課長の答弁でもほぼ良いと思うのですが、しかし、約1万世帯のうち、じゃあそのホームページを見たり、この情報を自主的に知ることができる人がどれだけいるかと言うと、私はせいぜい5割だと思う。独居の人もいれば外に出てる人もいれば、携帯や何か持っている人がほとんどですけども、持っていない人もいるかもしれないというときに、壇上から説明があったようにホームページを見ると、窓から離れるか窓のない部屋に移動するか具体的に書いてあるんです。そして、行政からの指示に従って落ちて行動してくださいと言っているわけですから、先ほどの説明ではほかの北海道でも2カ所とか、ほかではやっているけど、うちはまだやっていない、としたら例えばの話ですけども、攻める側にすると基地のある所を攻めるということを考えるかもしれないし、発電所のある所を攻めるということかもしれません。そういう意味では、可能性としては、ないとしても1年に1回か、3年に1回かであってもいいんですけども、やっぱりそういうことがあった時には、町民にしかるべく行動を取りましょうということの情報を伝達するか、避難訓練をするということが、私は大切だと思うんです。

新ひだか町の場合でも、独居で暮らしている高齢者が結構いますよ。そうすると、情報を持っていないかもしれない。しかし、残念ながら地域の人たちの助け合い運動とか自治会活動というのがなかなかそういうように緻密にできている町にはまだなっていませんので、そういう人たちにどう伝えるか、伝達するか避難するかというのは、やっぱり、1人の命を救えるということに繋が

っていくと思うんです。

そういう意味では確認したいのですが、1点は、もっと多くの町民に知らせる努力が必要でないかということ、それから、是非、避難訓練を国との調整、北海道との調整もあるでしょうけれども、きっと手を挙げたところが優先的にやってくれると私は思うんだ。手も挙げないところに協力してくれと国も言わないと思うので、やはり新ひだか町の状況からすると手を挙げてでも1回は、やる価値は、私はあるかなと思いますので、その辺の2点を町民の命を守るという視点に立った時に取り組んではいかがでしょうかと思うのですが、どうでしょうか。

○議長(福島尚人君) 藤沢総務課長。

○総務課長(藤沢克彦君) 今の下川議員の再質問につきまして、まず、情報につきましては下川議員おっしゃるとおりでございまして、ホームページを見れる方とやはり見れない方がおりますので、何らかの形で今は脅威がやっぱり薄くなってはいますけども、いつ何が起こるかわかりませんので、そういう準備のために広報等利用するのが1番無難なのかなと思いますけども、それ以外にも手段を立案させていただきまして、何らかの形で町民のみんなが見れるような形を1度取っていききたいなど、情報を伝達していききたいというふうに考えてございます。

訓練のほうにつきましては、基本的には先ほどの壇上でのご答弁でもお答えしましたが、国が主導でやる訓練になっているものですからどこの都道府県を中心にやるかというところもあると思います。ただ、私たちといたしましては、もし、先ほども答弁させていただきましたけども、北海道で訓練の実施する機会があり手を挙げられるような状況であれば、積極的にそれはやっていきたいというふうに考えてございます。

○議長(福島尚人君) 6番、下川君。

○6番(下川孝志君) 現状としてはよく理解出来ましたので、質問を終わりたいと思います。

---

#### ◎延会の議決

○議長(福島尚人君) お諮りいたします。

本日はこれにて延会したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」という人あり]。

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

本日はこれにて延会することに決定いたしました。

---

#### ◎延会の宣告

○議長(福島尚人君) 本日はこれにて延会いたします。

どうもご苦労様でした。

(午後 4時18分)